
第 3 編 地震・津波災害対策編

第 1 部 災害予防

第1部 災害予防の構成

第1章 地震・津波災害に強い施設等の整備

地震・津波災害に際して、被害の軽減を図るためには、各種防災事業を推進し、被害を未然に防止し、被害の及ぶ範囲を最小限にとどめられるよう整備しておくことが基本となる。

ここでは、地震・津波災害に強い施設等の整備に係る対策を定める。

- 第1節 土砂災害・液状化等の防止対策の推進
- 第2節 津波災害防止対策の推進
- 第3節 防災構造化の推進
- 第4節 建築物災害の防止対策の推進（耐震診断・改修の促進等）
- 第5節 公共施設の災害防止対策の推進
- 第6節 危険物災害等の防止対策の推進
- 第7節 地震・津波防災研究の推進

第2章 迅速かつ円滑な地震・津波災害応急対策への備え

地震・津波災害に際して、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためには、事前に応急対策の実施体制（要領）や、個々の対策に必要な物資・資機材等を整備しておく必要がある。

ここでは、地震・津波災害応急対策の事前の備えについて定める。

- 第1節 防災組織の整備
- 第2節 通信・広報体制（機器等）の整備
- 第3節 地震・津波観測体制の整備
- 第4節 消防体制の整備
- 第5節 避難体制の整備
- 第6節 救助・救急体制の整備
- 第7節 交通確保体制の整備
- 第8節 輸送体制の整備
- 第9節 医療体制の整備
- 第10節 その他の地震・津波災害応急対策事前措置体制の整備
- 第11節 複合災害対策体制の整備

第3章 住民の防災活動の促進

地震・津波災害に際して、効果的な防災対策を行うためには、平素から住民や職員の防災知識の普及啓発、防災訓練を実施しておくほか、自主防災組織や防災ボランティアの育成強化、要配慮者対策等を推進し、住民の防災意識と対応能力の強化を図っておくことが必要である。

ここでは、住民の防災活動の促進について、その対策を定める。

- 第1節 防災知識の普及啓発
- 第2節 防災訓練の効果的实施
- 第3節 自主防災組織の育成強化
- 第4節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進
- 第5節 防災ボランティアの育成強化
- 第6節 企業防災の促進
- 第7節 要配慮者の安全確保

第1章 地震・津波災害に強い施設等の整備

第1節 土砂災害・液状化等の防止対策の推進

本町は、地震時において、斜面災害、液状化、農地災害等の被害が予想される。このため、これらの災害を防止するため、従来から推進されている事業を継続し、地震に係る災害危険を解消するための事前対策を計画的に推進する。また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号、平成13年4月施行）（以下、「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害から住民の生命を守るため、危険性のある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や新規住宅等の立地抑制等のソフト対策を推進する。

第1 土砂災害の防止対策

土砂災害防止事業の推進、災害危険箇所等の調査結果の周知、災害危険箇所の警戒避難体制の整備等については、第2編第1部第1章第1節「土砂災害等の防止対策の推進」に準ずる。

第2 液状化災害の防止対策

1 法令遵守の指導

町は、これまでの地震時の液状化対策として、建築基準法に基づく建築物の液状化対策の指導を行っており、今後とも、耐震基準等に関する法令自体の遵守の指導を対策の第一の重点とする。

2 地盤改良及び構造的対策の推進

地震による液状化等の被害は、地盤特性及び地形・地質に大きく左右される。また、地震災害時には、市街化が進んだ低地の沖積地盤における液状化の危険性が高いと予測される。

したがって、今後、町は、新規開発等の事業においてこれらの調査結果を踏まえつつ、次の液状化対策を推進する。

(1) 地盤改良の推進

新規都市開発、市街地再開発、産業用地の整備並びに地域開発等にあたっては、地盤改良等の推進を図る。

(2) 構造的対策の推進

町の防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の危険性の高い区域を中心に、構造物については、地盤改良や基礎工法による対策、地下埋設物については、既存施設の技術的改良、新設管の耐震化、管網のネットワーク化などの補強対策を実施する。

3 液状化対策手法の周知

町は、これまで、液状化対策に関し住民・事業所等に対して周知・広報等を行っているが、将来発生のおそれがある液状化の被害実態やそれらへの技術的対応方法等についても、住民や

関係方面への周知に努める。

第3 農地災害の防止対策

1 農地災害の防止対策

町は、ため池等の老朽化した農業施設については、緊急度の高い箇所から優先的に改修工事を行い、防災力の向上に努める。

また主要な施設については、定期的な点検を行い、必要に応じて耐震化の診断をするなど、地震時に備えた対策を推進する。

2 危険箇所の把握及び情報周知

町は、ため池などが地震により決壊した場合、人命に関わる被害が想定される施設について、浸水想定区域などを把握するための調査を行う。

町は、得られた調査結果に基づき、危険箇所の情報を町の防災マップ等に明示し、地域住民へ周知する。

第4 宅地被害の防止対策

町は、大規模な災害時の宅地被害を軽減するため、住民に対し日常点検の必要性など、宅地防災に関する意識向上のため啓発等に努める。

また、町は、液状化ハザードマップの作成及び公表に努める。

第2節 津波災害防止対策の推進

町及び県は、津波災害対策の検討にあたり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。

町は、従来より推進されている各種海岸保全施設等の整備事業を継続して実施するとともに、津波発生に備え、危険予想地域の把握・指定、広報体制及び避難体制の整備、並びに津波知識の意識啓発の推進等による総合的な津波対策を計画的に実施し、津波災害危険を解消するための事前対策を推進する。

第1 津波災害予防の基本的な考え方

1 総合的な津波対策のための基本的な考え方

津波災害対策の検討にあたっては、以下の二つのレベルの津波を念頭におく必要がある。

- (1) 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- (2) 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地のかさ上げ、避難場所・津波避難ビルや避難路・避難階段等の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講ずる。

津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努める。

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進める。

2 過去に遡った津波の想定

津波の想定にあたっては、古文書等の資料の分析、津波堆積物調査、海岸地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って津波の発生等をより正確に調査する。

3 津波想定に係る留意点

町及び県は、被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行う。その際、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。

また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界がある

ことに留意する。とりわけ、津波災害は、波源域の場所や地形の条件等によって、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じ得る地域差の大きな災害であることを念頭におく必要がある。

また、地震を原因とする津波だけでなく、火山の噴火、大規模な地すべり等によって生じる津波もあり得ることにも留意する。

第2 津波に強いまちづくり

1 津波に強いまちの形成

(1) 町は、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。特に、津波到達時間が短い地域では、概ね5分程度で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。ただし、地形的条件や土地利用の実態など地域の状況によりこのような対応が困難な地域については、津波到達時間等を考慮して津波から避難する方策を十分に検討する。

(2) 県は、津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、その結果を踏まえ、海岸保全施設の海側（堤外地）も含めて津波浸水想定を設定する。

町及び県は、当該津波浸水想定を踏まえて、施設整備、警戒避難体制、土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。また、例えば港湾の後背地を防護するための一連の堤防・胸壁等を計画すること等を通じて、整合的な施設整備に努める。

(3) 町は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような指定緊急避難場所・津波避難ビル等及び避難路・避難階段等の整備など、都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図る。

(4) 町は、地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。また、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努める。

(5) 町は、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため、津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずる。

(6) 町は、行政関連施設、要配慮者にかかわる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備し、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等により施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。また、庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期す。

(7) 町は、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合

ビジョンを示すことに努める。

- (8) 町は、津波災害警戒区域の指定のあったときは、町地域防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。
- (9) 町は、町地域防災計画において、津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設については、津波発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。
- (10) 町長は、津波災害警戒区域を町域に含む場合は、町地域防災計画に基づき、津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずる。
- (11) 町は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努める。
- (12) 町及び県は、最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進める。
- (13) 町及び県は、河川堤防の整備等を推進するとともに、水門等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努める。
- (14) 町及び県は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。
- (15) 町及び県は、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努める。

2 避難関連施設の整備

- (1) 町は、避難場所の整備にあたり、これらを津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努める。また、もっぱら避難生活を送る場所として整備された避難所を津波からの指定緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。
- (2) 町は、避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努める。
- (3) 町等は、津波災害警戒区域内等において、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位（基準水位）以上の場所に避難場所が配置され安全な構造である民間等の建築物について、津波避難ビル等の避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や指定をすることなどにより、いざというときに確実に避難できるような体制の構築に努める。

- (4) 町は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。なお、避難路の整備にあたっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図る。
- (5) 町は、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努める。

3 建築物の安全化

- (1) 町及び施設管理者は、不特定多数の者が使用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に係る社会福祉施設、医療施設等について、津波に対する安全性の確保に特に配慮する。
- (2) 町は、津波災害特別警戒区域や災害危険区域において、要配慮者が利用する施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進する。
- (3) 町は、津波浸水想定地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化など、各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策について努める。

第3 津波災害の防止対策

1 海岸保全施設整備事業の推進

本町は、沖永良部島の北東部の海岸線を有し、その大部分は天然海岸である。住家が海岸線まで迫っている箇所もあり、津波発生時には被害を受けやすい状況にある。このため、海岸環境にも配慮しながら海岸保全施設の整備を促進する必要がある。

本町の高潮、津波危険地域は、資料2-4のとおりである。

2 海岸保全施設の耐震化・液状化対策の推進

町又は県は、従来の台風、高潮等を念頭にした海岸保全事業に加え、地震及び津波災害に備え、老朽海岸施設の耐震診断・老朽度点検を行い、特に重要な施設から改修等を計画的に推進する。また、護岸施設の液状化対策の検討や、情報伝達手段の整備等の防災機能に優れた海岸保全施設の整備を推進する。

第4 津波災害危険予想地域の把握

1 津波被害予測調査結果等の周知

本町の津波災害に係る危険性については、県地震等被害予測調査（平成24～25年度）により、奄美群島太平洋沖（南部）地震の場合に、27分以内に7mを超える津波が予想されている。このため、あらゆる機会を使って、予測結果の住民への周知に努める。

2 津波危険の把握

町は、被害が予想される町の津波災害危険予想地域の把握に努める。また、沿岸地域ごとに次の内容を調査し、専門的な点検項目については、専門機関の協力を得ながら津波災害危険の把握に努める。

- (1) 沿岸・河口部の形状、地盤高の把握
- (2) 避難にあたっての避難経路の長さ、避難に係る時間及び避難路上の障害物の有無等の把握
- (3) 指定緊急避難場所（資料5－1参照）等の標高などの配置状況や堅牢度等の調査
- (4) 避難所以外に津波避難ビル等に利用できる堅牢な建物分布状況の調査
- (5) その他の避難活動上の阻害要因等の把握（防潮堤の強度、傾斜、避難階段の有無）
- (6) 危険区域内に居住する住民構成や地域・近隣単位の自主避難体制の検討
- (7) 過去の津波の遡上高等の痕跡等の発掘調査、保存

第5 津波災害に対する広報・避難体制の整備

1 避難の指示の伝達・広報体制の整備

地震時、津波に関する避難指示が出されたとき、沿岸住民や旅行者、海水浴客等に伝達できるよう、防災行政無線同報系、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、有線テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メールを含む。）、ワンセグ放送等の広報手段を事前に整備しておくとともに、防災行政無線や広報車等の広報手段の運用要領や広報案文を整備しておくなどの事前措置を講じておく。具体的な住民等への伝達・広報体制の整備方法は、第2編第1部第2章第2節「通信・広報体制（機器等）の整備」に準ずる。

2 津波災害危険に対応した避難体制の整備

地震発生後数分程度で津波が来襲する場合もあるので、町は、地震時の避難指示の伝達と沿岸住民の自主的な避難が可能な即応体制を整備しておく。特に、沿岸地域の指定避難所以外の津波地震時用の避難所、津波避難ビル等を広く指定・確保しておく。また、避難するに際して、津波到達時間内に避難できるような経路を指定し、避難所の標高などの配置状況や安全性に関する調査等を踏まえて、適宜見直しを行う。具体的な避難体制の整備方法は、第2編第1部第2章第5節「避難体制の整備」に準ずる。

第6 津波災害に関する訓練及び意識啓発の推進

1 各種広報媒体を活用した津波広報

町は、広報紙、パンフレット、防災マップ（地震防災マップ・津波避難経路図）、有線テレビ、ラジオ、新聞、ビデオ、映画等の多種多様な広報媒体を活用し、住民等に対して、津波に関する基礎知識、津波災害危険の実態、津波からの避難の考え方や対策内容の普及・啓発に努める。具体的な防災意識啓発の推進方策は、第2編第1部第3章第1節「防災知識の普及啓発」に準ずる。

2 津波災害に関する防災訓練・講習会等の実施

町は、津波の発生を想定し、地域の実情に応じて住民参加の訓練をするほか、釣り客や海水浴客等も加えた実践的な防災訓練の実施に努める。

第3節 防災構造化の推進

町内の基盤施設の整備を推進し、災害の拡大を防ぎ、被害の軽減を目指す防災まちづくりを推進するため、防災環境を整備するための事業を、総合調整して実施する。

また、土地区画整理事業や再開発事業等をはじめとする各種法令・諸制度に基づく事業を推進することにより既成市街地を更新し、新規開発に伴う指導・誘導を行うことにより適正な土地利用を推進し、地震・津波災害に備えた安全な環境の整備を推進する。

第1 防災的土地利用の推進

1 土地区画整理事業の推進

町は、既成市街地及び周辺地域において、土地区画整理事業を推進し、老朽木造住宅密集市街地等防災上危険な市街地の解消を図るほか、医療、福祉、行政、避難等の機能を有する防災拠点施設との連携により、道路、公園等の都市基盤施設の整備を進める。また、新市街地において、土地区画整理事業等による都市施設の先行整備等により、安全な市街地の形成を図る。

(1) 土地区画整理事業の推進

町が施行している公共団体等土地区画整理事業については、事業実施中の地区の早期完成を図る。

(2) 土地区画整理事業の指導

県は、新規に事業を予定している市町村に対し、その計画策定において、技術面等の指導を行い、事業意欲の育成を図る。

2 市街地再開発事業の推進

近年の都市化の進展に伴い、都市部及び周辺地域における災害危険性が増大しているため、建築物の共同化、不燃化を促進することにより避難地及び避難路を確保するとともに、道路、公園、広場等の公共施設を整備することにより、地域の防災活動の拠点整備を図る。

(1) 民間活力活用による事業の促進

都市再開発法に基づいて設立される市街地再開発組合等の民間活力を活用し、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用を図る市街地再開発事業を促進する。

(2) 権利者等への事業の目的、効果等の周知

事業促進のため、町を通じて、関係権利者等へ事業の目的、効果等の周知を図る。

3 新規開発に伴う指導・誘導

町は、新規開発等の事業に際して、次の各種法令等に基づき、防災の観点から総合的な調整・指導を行い、特に、低地部の軟弱地盤地域での大規模宅地造成や危険斜面の周辺等での開発行為に際しては、防災に配慮した土地利用への誘導等を計画的に行う。

(1) 宅地造成工事規制区域の安全化

宅地造成等規制法第3条により指定された宅造工事規制区域内で行う宅造工事について、

同法の規定に基づき、指導・取締りを行い、災害の防止に努める。

(2) 建築基準法による災害危険区域対策

建築基準法第39条により指定された災害危険区域については、建築を制限し、災害防止に努める。

(3) 危険住宅の移転促進

がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全を確保するため、危険住宅の移転促進を図る。

第2 建築物の不燃化耐震改修の推進

1 防火、準防火地域の拡大

建築物が密集し、大規模な地震に伴う火災により多くの被害を生ずるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は防火建築物の建築を促進する。

2 消火活動困難地域の解消

町は、市街地の不燃化事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、道路・空地を確保・拡充し、老朽木造住宅密集市街地及び消火活動困難地域の解消に努める。

3 消防水利・耐震性貯水槽等の整備

町は、消防力の基準等に照らし、消防力施設等の充足状況を勘案するとともに、予想される地震火災に対応できるよう、各種事業により、市街地における耐震性貯水槽等消防水利の整備を推進する。

4 その他の地震火災防止事業

町は、地震時の建物やブロック塀等の倒壊を念頭において、消防活動路等の確保について検討しておく。また、公園や防災拠点施設の整備を進め、地震火災時の消防・避難・救護活動の円滑な実施を図る。

第3 道路・公園・緑地・空地等の防災空間の確保

1 道路の整備（延焼遮断帯機能の確保）

道路は、住民の生活と産業の基盤施設として重要な社会資本であるとともに、地震・津波災害時において、人員、物資の緊急輸送、避難路等の役割を発揮するほか、特に地震火災に際して延焼遮断帯としての機能を発揮する。このため、町は、地震・津波災害に強い道路の整備を計画的に推進し、避難路、緊急輸送道路の形成及び消防活動困難区域の解消に努めるとともに、道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。

また、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組みと連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

2 公園・緑地・空地等のオープンスペースの整備・確保

町は、公園等を計画的に配置・整備し、必要に応じ、オープンスペースを確保し、避難地としての機能を強化する。

山麓部などの斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等と連携し、緑地協定等による市街地における緑地の確保を図り、土砂災害防止、延焼遮断等の機能を有する緑地・空地の体系的な整備・保全を推進する。

3 共同溝等の整備

町は、日常生活の根幹をなす電線、水道管等のライフライン施設の地震による被害を最小限に食い止めるため、これらを収容するための共同溝等の整備を推進する。

4 防災拠点の確保

大規模災害時における災害応急対策等を効果的に実施するための拠点として、避難地、災害応急対策支援等の機能を備えた防災拠点の整備に努める。

特に、大規模、広域的な災害が発生した場合の救援活動や緊急物資の輸送・集積を行う岸壁、ヘリポート、避難広場等を一体的に備えた広域防災拠点を確保する。

第4 擁壁・ブロック塀等の工作物対策

1 擁壁の安全化

町は、道路部において擁壁を設置する場合においては、設計時に地震時の安全性を考慮しているが、道路防災総点検等を行い、その結果に基づき必要な補強・補修等の対策を講ずる。宅地に擁壁を設置する場合については、建築基準法に基づく安全化指導を従来に引き続き実施する。

2 ブロック塀等の安全化

町は、これまでパンフレット（「和泊町耐震診断・耐震改修のすすめ」等）の配布や建築物防災週間等において、建築基準法に基づく新設のブロック塀等の安全化対策や既存のブロック塀等の修繕、補強等の改修について指導しており、引き続きブロック塀等の安全化指導や修繕、補強等の改修指導を実施する。

3 窓ガラス等落下物の安全化

町は、これまでに実施している定期報告制度や年2回の建築物防災週間をはじめとする既存建築物の窓ガラス、外壁タイル等の補修指導を継続するとともに、窓ガラス等の落下物によって公衆に危害を及ぼす危険性の高い地域については、特にその指導に努める。また、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

4 屋外広告物に対する規制

県では、広告物及び掲出物件が備えるべき基本的な基準において「構造及び設置方法は、倒壊、落下等によって公衆に危害を及ぼすおそれのないものであること。」と定め、一定規模以上の広告物については、一定の資格、技術及び知識を有する者を管理者として設置することを義務付けている。

また、建築基準法等他の法令の適用を受ける屋外広告物について、その基準の遵守を図るとともに、地震時の倒壊、落下等による公衆への危害を防止するため、設置者による点検等の指

導に努める。

5 自動販売機の転倒防止

自動販売機の普及に合わせて、地震時の転倒による人的被害や応急活動の障害となることが指摘されている。設置者においては、道路上の違法設置の撤去をはじめ、基礎部分のネジ止め等の転倒防止措置を徹底することによる安全化を図る。

第4節 建築物災害の防止対策の推進（耐震診断・改修の促進等）

地震時は、建物倒壊や火災による焼失等の被害が予想される。このため、建築物の耐震性・安全性を確保し、建築物の倒壊、焼失等の被害の防止対策を推進する。特に、既存建築物の耐震性の向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に定める「県建築物耐震改修促進計画」（平成19年7月）に基づき、計画的かつ効率的に耐震診断・耐震改修の促進に努める。

第1 公共施設及び防災拠点施設の耐震診断・耐震改修の促進等

1 公共施設等の重点的な耐震診断・耐震改修の実施

- (1) 町の庁舎、消防、警察、学校、公民館及び医療機関等の施設は、災害時に応急対策活動の拠点としての重要な防災拠点施設となるほか、学校、公民館等は、避難施設や物資の集積拠点としても利用される。

このため、町は、これらの防災拠点施設や公共施設等のうち、新耐震基準によらない既存建築物については、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要と判断される建築物を選定して耐震診断を行い、耐震性の劣るものについては、当該建築物の重要度を考慮して耐震改修の推進に努める。

- (2) 乳幼児といった要配慮者が利用する幼稚園、保育所についても、その安全性の確保を図る必要があることから、同様に耐震診断の実施及び耐震改修の推進に努める。
- (3) 町は、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、屋外広告物、窓ガラス、外壁材、天井、配管等の非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるとともに、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。
- (4) 大規模災害においては、防災拠点施設等の被災により、行政及び防災機能等の喪失又は低下が想定されるため、新たに防災拠点施設等の機能強化対策として、役場庁舎及び防災拠点施設等の設置の複数化やデータベースの管理体制の強化などに努める。

2 液状化のおそれがある公共施設等の安全化

公共施設等の被害は、地盤の特質や液状化の程度にも関係するため、町は、液状化危険度の高い地域の公共建築物等については、防災上の重要性を考慮し、地震時にその機能が損なわれることのないよう、地盤対策や基礎工法を強化するなどの液状化対策を推進する。

第2 一般建築物の耐震診断・耐震改修の促進等

1 住民等への意識啓発

町は、住民に対し、次の意識啓発を実施する。

(1) 耐震診断の必要性の啓発

既存建物については、パンフレットの配布や、耐震診断・耐震改修相談窓口を開設するほか、講習会等を実施することにより、耐震診断の必要性を啓発する。

(2) 専門家の協力による指導・啓発

建築士会、建築士事務所協会等の建築関係団体の協力を得て、専門家による耐震診断を推進することにより、耐震性の向上に向けた知識の普及啓発施策を実施するとともに、耐震診断を促進するための体制を整備し、また、がけ地近接等危険住宅の移転についても、助成による誘導措置を含めた体制の整備を図る。

(3) 住民に対する指導啓発内容

ア 建築主に対する建築物の耐震改修の促進に関する法律についての普及啓発

イ 天井材等の非構造部材の脱落防止等の脱落防止対策の推進

ウ がけ地近接危険住宅の移転に対する指導

エ コンクリートブロック造りの塀等の安全対策の推進

2 特殊建築物等の安全性の確保

(1) 特殊建築物の定期報告

不特定多数の者が利用する病院、旅館・ホテル、物品販売業を営む店舗等の特殊建築物の安全性の確保を図るため、建築基準法第12条の規定に基づく定期報告制度により、建築物の維持保全の状況等について、所有者又は管理者が建築士等に定期的に調査・検査をさせて、その結果の報告を求める。

また、必要な場合は現地調査を実施し、適正な指導を行い、災害を未然に防止する。

(2) 特殊建築物の定期的な防災査察の実施

前記(1)に掲げた特殊建築物など不特定多数の者が利用する施設については、「建築物防災週間」（「火災予防週間」と協調して実施）において、消防署等の協力を得て防災査察を実施するとともに、年間を通じパトロールを行い、建築物の安全性を確保するため、積極的な指導を推進する。

第5節 公共施設の災害防止対策の推進

上・下水道、電力、ガス、通信等ライフライン施設、道路・橋梁、港湾・漁港、河川、砂防施設、空港等の公共施設は、地域生活の根幹をなすものであり、これらが地震・津波により被害を受け、機能まひに陥ることによる影響は極めて大きく、特にライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらす。

このため、ライフライン施設や廃棄物処理施設について、的確な維持管理に努め、地震災害に強い施設を整備するとともに、災害が発生したときも被害を最小限にとどめ、早期復旧が図られるよう、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保など施設の災害防止対策を推進する。

廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

第1 上水道施設の災害防止

1 地震に強い上水道施設の整備の推進

上水道施設は、生命の維持や日常生活に不可欠なため、各水道事業者は、地震に備え、機能が保持できるよう施設整備を行っているが、今後、特に施設の更新時を捉えて耐震化を推進するとともに、引き続き、次の対策により被害発生抑制と影響の最小化を図り、地震に強い上水道施設の整備を推進する。

特に、重要度、緊急度の高い対策から順次計画的に施設の耐震化を推進する。

- (1) 水源施設、管路施設等の上水道供給システムの整備・強化
- (2) 耐震性能の低い石綿セメント管等から耐震性能を有する管種・継手への早期転換の推進
- (3) 老朽化した浄水場等の構造物、導水管等の基幹管路の点検・補強及び計画的な更新の推進
- (4) 浄水場等の基幹施設、導水管等の基幹管路の耐震化・停電対策の推進
- (5) 災害拠点病院や避難拠点施設へ配水する管路の耐震化の推進
- (6) 配水池の大容量化及び緊急遮断弁の設置の推進
- (7) 給水区域の分割による配水管網のブロック化の推進
- (8) 系統間の相互連絡管の整備による広域的なバックアップ体制の推進
- (9) 飲料水兼用耐震性貯水槽の整備の推進

2 復旧用資機材、応急給水施設等の整備の推進

被災時の復旧用資機材、被災者のための応急給水施設等の整備を推進する。

第2 下水道施設の災害防止

1 地震に強い下水道施設・管路施設の整備の推進

町は、下水道施設について、これまでも災害に備え、機能が保持できるよう施設整備を行っているが、引き続き次の対策を推進し、地震災害に強い下水道施設の整備を推進する。

- (1) 耐震性の劣る配管から、柔軟で外力を分散させる構造への敷設替え推進
- (2) 老朽化した施設、管路施設等の点検・補修の推進
- (3) 広域的なバックアップ体制の推進
- (4) 処理場等の耐震化・停電対策の推進

2 集中監視システムの活用

浄化センターや処理場の集中監視システムを活用して、公共施設の被害状況を把握できるように検討していく。

第3 その他のライフライン施設の災害防止

町は、電気・ガス・通信等事業者が実施するライフライン施設の耐震性の確保及び代替性の確保に協力して、災害防止対策の推進に努める。

第4 道路・橋梁の災害防止

1 道路施設の整備

道路は、災害時の消防、救出・救助、避難、医療、救援活動の際、重要な交通手段・輸送経路の役割を果たすことになるため、町等の各道路管理者は、既存道路施設等の耐震性の確保を基本に、次の防災、耐震対策等に努める。

(1) 所管道路の防災補修工事

道路機能を確保するため、所管道路については、道路防災総点検等に基づき、対策が必要な箇所について、法面の補強等の防災対策工事を実施する。

(2) 所管道路の橋梁における耐震対策工事

所管道路における橋梁の機能を確保するため、各管理者においては、橋梁定期点検等に基づき、対策が必要な橋梁について、架替、補強、落橋防止装置等の耐震対策工事を実施する。

(3) 道路施設の老朽化対策

道路機能を確保するため、老朽化した道路施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その的確な維持管理に努める。

2 緊急輸送道路ネットワークの形成

地震の発生直後からの救助、救急、医療、消防活動に要する人員や救援物資等の輸送活動を円滑かつ確実に実施するため、道路はネットワークとして機能することが重要である。

このため、道路管理者においては、防災拠点間（又は、防災拠点へのアクセス道路）について、多重化、代替性を考慮した緊急輸送道路ネットワークを形成し、これらの道路の拡幅、バイパス等の整備、上記による防災、耐震対策を推進する。

3 道路啓開用資機材の整備

道路管理者は、事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、地震災害時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車、クレーン車や工作車等の道路啓開用資機材の確保の体制を整える。

第5 港湾・漁港施設の災害防止

1 拠点港湾機能の確保

港湾・漁港施設は、地震・津波災害時の緊急物資・資材等及び避難者・負傷者の海上輸送に充てられることから、港湾・漁港管理者は、対象地域の拠点港湾・漁港を指定し、施設の耐震点検や耐震対策事業の計画的な実施及び的確な維持管理に努め、海上輸送・集積用の拠点としての機能を確保する。

2 港湾・漁港施設の機能確保

港湾・漁港施設は、海上交通ルートによる避難、救助、輸送を行う上で極めて重要な役割を果たすため、その拠点を整備しておく必要がある。このため、港湾・漁港管理者は、特に重要な拠点港湾・漁港及び離島の生活を支える港湾において、耐震強化岸壁、港湾緑地、背後道路等の整備及び既存施設の老朽化対策に努め、地震・津波災害時の物資輸送拠点としての機能の確保に努める。

3 港湾・漁港施設の整備

本土・離島の拠点港となる和泊港の港湾管理者は、耐震強化岸壁、緑地、臨港道路等の整備を計画的に推進する。

第6節 危険物災害等の防止対策の推進

社会・産業構造の多様化等に伴う石油等の危険物や高圧ガス等の需要の拡大により、危険物災害等による被害が予想される。

このため、地震時の危険物や高圧ガス等の漏洩・爆発等による被害を極力最小限に抑えられるように予防措置を実施し、危険物災害等の防止対策を推進する。

1 危険物災害の防止

町又は消防署は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

2 高圧ガス施設の災害防止

町は、高圧ガス保安法等の規制を受ける高圧ガス施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安員の適正な配置及び高圧ガス取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施するよう指導し、当該高圧ガス施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、高圧ガス保安法等の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

第7節 地震・津波防災研究の推進

町及び関係機関等は、関係研究機関との協力により、地震及び津波防災に関する調査研究を実施し、その成果の活用に努める。

1 重要防災基幹施設等の防災性能の調査研究

地震動、液状化及び津波等による被害を軽減し、各種救援活動の拠点としての機能を確保するため、公共建築物・構造物、港湾等の耐震性や液状化、津波等による機能障害の予測等について、県の協力を得て調査研究に努める。

2 地域危険度の調査研究

町は、防災アセスメントを実施することにより、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、地区別防災カルテ、防災マップ等の作成に努める。

第2章 迅速かつ円滑な地震・津波災害応急対策への備え

第1節 防災組織の整備

地震・津波が発生した場合、人命損傷をはじめ、家屋の倒壊、火災、がけ崩れ、津波や水害の発生、道路やライフライン等生活関連施設の損壊等、町内の広範囲にわたる被害の発生が予想される。このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応できるよう、町及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、迅速かつ的確な災害応急対策を万全に遂行する防災組織の整備を推進するとともに、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

また、町防災会議の委員について、多様な視点が反映できる構成とし、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立することにより、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施による地域の防災力向上を図る。

具体的な計画については、第2編第1部第2章第1節「防災組織の整備」に準ずる。

第2節 通信・広報体制（機器等）の整備

大規模な地震・津波が発生した場合、通信機器等の損壊等による通信の途絶や輻輳等が予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、町及び各防災関係機関は、災害に強い複数の通信回線の確保や長時間の停電に対応可能な非常用発電機の整備、通信機器等の保管設置場所の嵩上げや複数化など通信・広報体制（機器等）の整備を推進する。また、効果的・効率的な防災対策を行うため、I o T、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化にあたっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

具体的な計画については、第2編第1部第2章第2節「通信・広報体制（機器等）の整備」に準ずる。

第3節 地震・津波観測体制の整備

地震・津波による災害を未然に防止し、あるいは軽減するため、震度や波高・潮位等の観測・監視施設の整備を図る必要がある。

このため、観測施設を有する機関は、当該施設及び観測体制の整備を推進するとともに、これらの施設による観測資料の活用・提供等に積極的に協力する。

第1 地震・津波観測体制の整備

1 鹿児島地方気象台における気象業務体制の整備

鹿児島地方気象台は、気象庁防災業務計画に基づき、地震・津波災害に関する気象業務体制の整備充実を図る。

(1) 観測施設の整備充実

県内及びその周辺域の地震活動等を監視するため、地震計や津波観測施設などを適切に整備配置し、地震観測及び津波観測を実施するとともに、関係行政機関、県市町村等と協力して観測体制の充実に努める。

(2) 津波警報等、地震・津波に関する情報の伝達体制等の整備

津波警報等、地震・津波に関する情報等を迅速かつ的確に発表し、関係機関等に伝達できる体制の整備に努める。

(3) 地震・津波関係資料のデータベース化の構築

災害発生時等において、津波警報等及び地震・津波情報を補完するための資料を防災機関へ適時・適切に提供できるよう、過去の地震・津波関係資料を収集・整理しデータベース化を図る。

2 主要関係機関における地震・津波観測体制の整備

町及び主要関係機関における観測施設の整備については、現有施設の十分な活用を行うとともに、地震計、自記雨量計、自記水位計等の整備充実を図る。

また、町及び県は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び設備等の充実を図るよう努める。

第2 震度情報ネットワークシステムの活用

消防庁、県、市町村をネットワークで結び、県内各地に配備した計測震度計を利用し、県内市町村の震度情報を集約できる震度情報ネットワークシステムを活用し、地震発生時の初動体制や広域応援等災害応急体制の確立を図る。

震度情報ネットワークシステムの概要及び運用方法は、本編第2部第2章第1節「津波警報等、地震・津波に関する情報の収集・伝達」のとおりである。

第4節 消防体制の整備

地震や津波の発生に際して、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防活動の組織、方法及び関係機関との協力体制を確立しておく必要がある。このため、消防本部等のほか、消防団、地域住民及び事業所による消防活動体制、並びに消防用水利、装備、資機材等の整備を推進する。

具体的な計画については、第2編第1部第2章第4節「消防体制の整備」に準ずる。

第5節 避難体制の整備

地震・津波災害時には、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。

このため、地震・津波災害時等における町長等の避難指示権者が行う避難の指示等の基準や避難対策の実施要領を定め、防災マップ等を作成し、関係住民の適切・安全な避難体制を推進する。なお、避難に際しては、特に、高齢者、障害者その他の要配慮者の安全な避難について留意する。

具体的な計画については、第2編第1部第2章第5節「避難体制の整備」に準ずる。

第6節 救助・救急体制の整備

地震・津波発生時には、建物倒壊、火災、水害、地すべり等の被害の可能性が危惧され、多数の救助・救急事象が同時多発的に発生すると予想される。

このため、災害発生に際して、救助・救急を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備を計画的に推進する。

第1 救助・救急体制の整備

1 関係機関等による救助・救急体制の整備

地震・津波災害時には斜面崩壊や多数の建物被害が発生し、多数の要救出現場や重軽傷者が予想されるので、関係機関等は、救助・救急体制の整備に努める。

(1) 町（消防本部を含む。）の救助・救急体制の整備

ア 消防本部及び消防団を主体とし、救出対象者の状況に応じた救出体制の整備に努める。

イ 町は、町内で予想される災害、特に建物倒壊等に対応する救出作業に備え、普段から、必要な資機材の所在、確保方法や関係機関への協力要請等について、十分に検討しておく。

また、町内で孤立化が予想される地域については、事前に関係機関と孤立者の救出方法や町との情報伝達手段の確保、救出にあたる関係機関等との相互情報連絡体制等について、十分に検討しておく。

ウ 救急救護活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練を充実させる。

エ 傷病者の速やかな搬送を行うため、広域災害救急医療情報システム（EMIS）等の整備を図り、医療情報収集体制を強化する。

オ 多数の傷病者が発生した場合に備え、民間の運送業者等と連携し、傷病者の搬送保護体制の確立を図る。

カ 地震・津波災害時に同時多発する救出・救助事象に対応するとともに、救出・救助に必要な重機を確保するため、建設業協会等関係団体と協力協定を締結するなど連携を図る。

(2) 消防団の救出・救助体制の整備

日頃から地域の要配慮者等の把握を行うとともに、救出・救助の訓練や救出・救助用資機材の整備・点検に努める。

2 救助の実施体制の構築

町及び県は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておく。

3 孤立化集落対策

土砂崩れ等で孤立化が予想される地域については、県の「孤立化集落対策マニュアル」に基づき、事前に関係機関と、孤立者の救出方法や当該地域と町との情報伝達手段の確保、救出にあたる関係機関等との相互情報連絡体制等について、十分に検討しておく。

また、次の事項についても考慮し、十分に検討する。

(1) 相互連絡が可能で確実な通信手段の確保

衛星携帯電話など、相互連絡が可能な手段の整備に努める。

(2) 通信機器の住民向け研修の充実

整備された衛星携帯電話や防災行政無線（デジタル）などは、集落全員が使用できるように研修の実施やわかりやすいマニュアル整備に努める。

(3) 人工透析患者などの緊急搬送手段の確保

ヘリコプターが離着陸可能なスペースの確保や、漁協等との人員・物資等の搬送に関する協定の締結を検討するなど、緊急搬送手段の確保に努める。

(4) 非常用発電機の備蓄

停電により夜間の照明、携帯電話などの通信機器の電源を確保する必要があることから、非常用発電機の備蓄に努める。

4 住民の救助・救急への協力

地震・津波災害時には、広域的又は局所的に救助・救急事象の多発が予想されることから、住民による地域ぐるみの救助・救急への参加協力も必要になる。

このため、住民は、日頃から町等が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加し、救助・救急活動に関する知識や応急救護処置等の習得に努める。

第2 救助・救急用装備・資機材の整備

具体的な整備計画については、第2編第1部第2章第6節「救助・救急体制の整備」に準ずる。

第7節 交通確保体制の整備

地震・津波災害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生することが予想され、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保することが必要である。

このため、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に推進する。

具体的な計画については、第2編第1部第2章第7節「交通確保体制の整備」に準ずる。

第8節 輸送体制の整備

地震・津波災害時には、被災者の避難並びに災害応急対策及び災害救助を実施するのに必要な要員及び物資の輸送を、迅速かつ的確に行うことが必要である。

このため、各計画が効率的に実施されるように、必要な車両、船艇、労務の確保を図るなど、輸送体制の整備を計画的に推進する。

具体的な計画については、第2編第1部第2章第8節「輸送体制の整備」に準ずる。

第9節 医療体制の整備

地震・津波災害時は多数の負傷者が発生し、また、医療機関が被害を受けて混乱が予想される。

このため、発災時に備え、必要な医療用資機材・医薬品等の整備及び救護班の編成基準など、医療体制の整備を計画的に推進する。

具体的な計画については、第2編第1部第2章第9節「医療体制の整備」に準ずる。

第10節 その他の地震・津波災害応急対策事前措置体制の整備

町は、その他の地震・津波災害応急対策事前措置体制について、整備を計画的に推進する。

なお、大規模な災害が発生した場合の被害等を想定し、孤立が想定されるなどの地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制等を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

また、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

具体的な計画については、第2編第1部第2章第10節「その他の災害応急対策事前措置体制の整備」に準ずる。

第11節 複合災害対策体制の整備

具体的な計画については、第2編第1部第2章第11節「複合災害対策体制の整備」に準ずる。

第3章 住民の防災活動の促進

第1節 防災知識の普及啓発

地震・津波災害に際して的確な行動がとれるよう、住民及び防災関係職員に対し、災害予防又は災害応急対策等に関し、防災知識の普及啓発を図っておく必要がある。このため、災害予防又は災害応急対策の実施の任にある各機関は、それぞれ防災知識の普及啓発を推進するとともに教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。

また、町及び県は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、専門家の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

なお、防災知識の普及啓発の推進にあたっては、その内容が性別による固定的な役割にとらわれることのないよう留意する。

具体的な計画については、第2編第1部第3章第1節「防災知識の普及啓発」に準ずるが、地震・津波に関する基礎知識、津波警報等や地震・津波に関する情報の内容、緊急地震速報（警報）や津波警報等を見聞きした際の対応行動等について普及啓発を推進する。

第2節 防災訓練の効果的实施

災害時において、災害応急対策計画に定められている各種の応急措置を迅速確実に行えるよう、関係機関と協力して、訓練を行う必要がある。このため、災害応急対策の実施責任を有する機関は、各々目標を設定し、効果的な防災訓練の実施を推進する。

具体的な計画については、第2編第1部第3章第2節「防災訓練の効果的实施」に準ずるが、地震・津波に関する防災訓練の実施にあたって、訓練シナリオを行う場合には、緊急地震速報（警報）や津波避難を取り入れるなど、対応行動の習熟を図るよう努める。

第3節 自主防災組織の育成強化

災害を未然に防止又は軽減するためには、町及び防災関係機関の防災対策の推進はもとより、住民一人ひとりが、災害から「自らの身の安全は自らが守る」という自覚の下、地域、職場、家庭等において互いに協力し、助け合うという意識をもって行動することが重要である。

このため、住民の隣保協同の精神に基づく防災組織の整備・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るとともに、多数の者が出入りし又は利用する施設、危険物を製造若しくは保有する事業所においても、自衛消防隊等を編成し、大規模な災害、事故等に備えられるように指導する。

具体的な計画については、第2編第1部第3章第3節「自主防災組織の育成強化」に準ずる。

第4節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として、町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行う。

町は、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定める。

具体的な計画については、第2編第1部第3章第4節「住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」に準ずる。

第5節 防災ボランティアの育成強化

地震・津波災害時においては、個人のほか、専門分野のボランティア等の組織が消火、救助、救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援するなど、発災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

このため、地震・津波災害時におけるボランティア活動が効果的に生かされるよう、平常時から個人あるいは地域や事業所の自主防災組織のほか、幅広いボランティアの育成強化のための対策を推進する。

具体的な計画については、第2編第1部第3章第4節「防災ボランティアの育成強化」に準ずる。

第6節 企業防災の促進

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、各企業において災害時に中核事業を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等の加入や融資等の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、町、県及び国が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

また、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

町は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。また、町、県及び国（内閣府、経済産業省等）は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

町は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うなど、企業の防災力向上の促進に努める。

第7節 要配慮者の安全確保

高齢者や乳幼児、病弱者、心身に障害をもつ者、外国人、観光客・旅行者等は災害時に迅速・的確な行動がとりにくく、被害を受けやすいことから、「要配慮者」といわれている。今後とも、高齢化や国際化の進展、高速交通網の発達による県内への流入人口の増等に伴い、「要配慮者」が増加することが予想される。このため、町及び防災関係機関は、平素から要配慮者の安全を確保するための対策を推進する。

具体的な計画については、第2編第1部第3章第6節「要配慮者の安全確保」に準ずる。

第 2 部 災害応急対策

第2部 災害応急対策の構成

第1章 活動体制の確立	
地震・津波災害発生時の災害応急対策を効果的に実施するため、町は、応急活動体制を確立する。また、当該地域だけでは対処し得ない事態においては、他の公共団体への広域応援や自衛隊への派遣要請を行い、必要に応じ、各種ボランティア等の協力を得るなど、効果的な体制を確立する必要がある。 ここでは、このような活動体制の確立にかかる対策を定める。	第1節 応急活動体制の確立 第2節 情報伝達体制の確立 第3節 災害救助法の適用及び運用 第4節 広域応援体制 第5節 自衛隊の災害派遣 第6節 技術者、技能者及び労働者の確保 第7節 ボランティアとの連携等
第2章 初動期の応急対策	
地震・津波災害の発生直後の混乱している状況にある災害初動期においては、各種情報を収集、伝達するとともに、避難、救助・救急、緊急医療等の人命の確保（要配慮者への支援を含む。）や、火災・土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する必要がある。 ここでは、このような災害初動期の応急対策について定める。	第1節 津波警報等、地震・津波に関する情報の収集・伝達 第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達 第3節 広 報 第4節 消防活動 第5節 危険物の保安対策 第6節 水防・土砂災害等の防止対策 第7節 避難の指示、誘導 第8節 救助・救急 第9節 交通の確保・規制 第10節 緊急輸送 第11節 緊急医療 第12節 要配慮者への緊急支援
第3章 事態安定期の応急対策	
地震・津波災害の発生後、状況がある程度落ち着いてくる事態安定期においては、民生安定に関する避難所の運営、食料、水、生活必需品の供給、あるいはごみ処理等の対策を効果的に実施する必要がある。 また、大規模な地震災害においては、長期化が想定される避難生活を短縮するため、広域応援協定の締結や応急仮設住宅の円滑な提供などに努める必要がある。	第1節 避難所の運営 第2節 食料の供給 第3節 応急給水 第4節 生活必需品の給与 第5節 医 療 第6節 感染症予防、食品衛生、生活衛生対策 第7節 動物保護対策 第8節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策 第9節 行方不明者の搜索、遺体の処理等 第10節 住宅の供給確保 第11節 文教対策

ここでは、このような事態安定期の応急対策について定める。	第12節 義援金・義援物資等の取扱い 第13節 農林水産業災害の応急対策
第4章 社会基盤の応急対策	
電力、ガス、上下水道、通信などのライフライン関係施設や道路、河川等公共施設及び船舶、空港等の交通施設等は、都市化等の進展とともにますます複雑、高度化し、災害による一部の施設の機能停止が各方面に大きな影響を及ぼすおそれがある。 ここでは、このような社会基盤の応急対策について定める。	第1節 電力施設の応急対策 第2節 ガス施設の応急対策 第3節 上水道施設の応急対策 第4節 下水道施設の応急対策 第5節 電気通信施設の応急対策 第6節 道路・河川等の公共施設の応急対策

第1章 活動体制の確立

第1節 応急活動体制の確立

地震・津波の発生に際して、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、町及び関係機関等は、それぞれの計画に定められた防災活動体制を確立させ、迅速かつ的確に災害応急対策を遂行する。

このため、特に地震直後の初動段階の活動体制の早期確立を重視するとともに、各々の組織が活動しやすい環境を確立することに配慮する。なお、災害状況により、配備指示が不十分となることも予想されるため、職員は自主参集に努める。

1 災害対策本部設置前の初動体制

(1) 情報連絡体制の確立

町内に震度4の地震が発生したとき、又は津波注意報が発表されたときは、地震・津波情報や被害状況等の情報を収集するため、総務課職員による情報連絡体制を確立する。

(2) 災害警戒本部の設置

ア 町内に震度5弱若しくは震度5強の地震が発生したとき、又は津波警報が発表されたときは、災害警戒本部を設置する。

イ 災害警戒本部に本部長を置き、本部長は総務課長をもって充て、その指揮のもとに災害警戒要員を置き、総務課職員をもって充てる。

ウ 災害の発生するおそれが解消したと認められるとき又は災害対策本部を設置したときは、災害警戒本部を廃止する。

2 町災害対策本部の設置

(1) 町災害対策本部の設置又は廃止

ア 町災害対策本部の設置

(ア) 町は、町内に震度6弱以上の地震が発生したとき、又は津波が発生し、町内全域にわたり大きな被害が発生し、若しくは発生するおそれのあると認められるとき。

(イ) 災害救助法を適用する災害が発生し、総合的な対策を要すると認められたとき。

(ウ) 町内に特別警報（大津波警報）が発表されたとき。

イ 町災害対策本部の廃止

町内において、災害の発生するおそれが解消したと認めるとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めるときは、災害対策本部を廃止する。

ウ 町長は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、その旨を直ちに関係機関へ通知する。

(2) 現地災害対策本部の設置又は廃止

ア 町は、災害対策本部を設置し、又は設置しようとする場合において災害の規模及び範囲等から判断して、現地において災害対策本部の事務の一部を行わせる必要があると認める
とき、現地災害対策本部を設置する。

イ 現地災害対策本部の廃止

町は、現地災害対策本部の事務が終了したと認めるとき、現地災害対策本部を廃止する。

3 災害対策本部の組織及び動員方法

町災害対策本部の設置、組織及び動員方法等については、第2編第2部第1章第1節「応急活動体制の確立」に準ずる。ただし、勤務時間外に大規模地震が発生し、交通機関の途絶等によって災害対策本部の正常な運営が直ちにできない場合は、あらかじめ町長が指名する緊急防災要員等による初動体制によって、被害状況の把握等を行うとともに、災害応急対策を実施する。

4 職員の緊急動員

(1) 勤務時間中における動員

町災害対策本部が設置されたときは、本部職員は直ちに第2編第2部第1章第1節「応急活動体制の確立」の定めるところにより非常配備につく。

(2) 勤務時間外における緊急動員

ア 総務対策部は、防災行政無線同報系、有線テレビを通じて関係職員の非常参集放送をする。

イ 関係職員は、町内に大地震により災害が発生したことを知ったときは、直ちに登庁し、配備体制につくものとする。

5 地震発生時の緊急配備体制

体制	基 準	配 備 基 準	活 動 内 容
情報連絡体制	(1) 町周辺で震度4の地震が発生したとき。 (2) 町周辺に津波注意報が発表されたとき。	(1) 総務課職員 (防災担当者) (2) その他必要と認める職員	小規模地震や津波警戒を行うため、関係機関等との情報連絡に努める。
災害警戒本部体制	(1) 町周辺で震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき。 (2) 町周辺に津波警報が発表されたとき。	(1) 総務課長 (2) 総務課職員 (3) その他必要と認める職員	災害警戒本部を設置し、事前に指定した各課を中心に関係機関の協力を得て、災害情報の収集、応急対策など防災対策の確立を図る。

災害対策本部体制	第1配備	地震・津波により比較的軽微な災害若しくは、局地的な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、本部長が必要と認めるとき。	特に関係のある少人数で、情報収集及び連絡活動が円滑に行われる体制を整える。 第2配備又は第3配備に移行できる体制とする。	災害対策本部を設置し、災害の規模、程度に応じて、町の組織をあげて各種災害応急対策を実施する。
	第2配備	(1) 町周辺で震度6弱以上の地震が発生したとき。 (2) 町周辺で震度5強以下の地震若しくは、津波が発生し、相当な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合で本部長が必要と認めるとき。	職員の必要人数を待機させ、情報収集連絡活動及び応急措置を実施し、状況により第3配備に直ちに切り替え得る体制とする。	
	第3配備	(1) 町周辺で震度6強以上の地震が発生したとき。 (2) 町内に津波特別警報（大津波警報）が発表されたとき。 (3) 町周辺で震度6弱以下の地震若しくは、津波が発生し、甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めるとき。	全職員が待機し、防災業務に従事する。	

第2節 情報伝達体制の確立

地震・津波災害の発生に際し、的確な災害応急対策を遂行するためには、各機関に情報収集・伝達体制を確立し、被災地域の災害状況の実態を的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握する必要がある。

このため、町は、各防災関係機関と連携し、事前に定められた情報収集・伝達体制に従い、保有している情報伝達手段を効果的に確保、運用し、各種災害情報を収集、伝達するとともに、組織内・組織間において通信・情報連絡を行う。

具体的な対策については、第2編第2部第1章第2節「情報伝達体制の確立」に準ずる。

第3節 災害救助法の適用及び運用

大規模な地震・津波が発生し、一定規模以上の被害が生じると災害救助法が適用され、同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、応急的救助が実施される。

このため、災害救助法の実施機関、適用基準、被災世帯の算定基準、適用手続について示し、これに基づいて町は災害救助法を運用する。

具体的な対策については、第2編第2部第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」に準ずる。

第4節 広域応援体制

大規模な地震・津波が発生した場合、被害が拡大し、町や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため、町、県及び防災関係機関は、あらかじめ十分に協議を行い、相互応援の体制を整えるとともに、町においては、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村及び多種多様な団体との災害時における応援協定等の締結に努める。

また、災害時に相互に協力し緊密な連携の下、円滑な応急対策活動の実施を可能とするために、平常時においても相互の情報交換、人材の交流等に努める。

具体的な対策については、第2編第2部第1章第4節「広域応援体制」に準ずる。

第5節 自衛隊の災害派遣

大規模な地震・津波が発生した場合、被害が拡大し、町や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の効率的かつ迅速な災害派遣要請と受入体制を整える。

具体的な対策については、第2編第2部第1章第5節「自衛隊の災害派遣」に準ずる。

第6節 技術者、技能者及び労働者の確保

地震・津波災害時には、多数の応急対策の需要が発生し、応急活動を実施する人員の不足が予想される。このため、災害応急対策の実施等のために必要な技術者、技能者及び労働者等の確保（公共職業安定所を通じての確保及び法に基づく従事命令等による確保）を円滑に行い、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

具体的な対策については、第2編第2部第1章第6節「技術者、技能者及び労働者の確保」に準ずる。

第7節 ボランティアとの連携等

大規模な地震・津波の発生時には、各種援護を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される一方で、その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない場合がある。このため、町では、ボランティアの参加を促すとともに、参加したボランティア等の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう、災害中間支援組織など環境整備を行う。

具体的な対策については、第2編第2部第1章第7節「ボランティアとの連携等」に準ずる。

第2章 初動期の応急対策

第1節 津波警報等、地震・津波に関する情報の収集・伝達

地震・津波発生直後の初動期における応急対策を進める上で、津波警報等、地震・津波に関する情報は基本的な情報である。このため、町及び関係機関は、あらかじめ定めた警報等の伝達系統により、迅速・確実に受信し、その内容を把握し、関係機関等に伝達する。

第1 気象庁による津波警報等、地震・津波に関する情報の発表

1 地震に関する情報の発表

(1) 緊急地震速報（警報）

気象庁は、最大震度5弱以上又は最大長周期地震動階級が3以上の揺れが予想された場合に、強い揺れ（震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上）が予想される地域及び震度4が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経由による市町村の防災無線等を通して住民に伝達する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち、震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れが予想される場合は、特別警報（地震動特別警報）に位置付けられる。鹿児島地方気象台及び名瀬測候所は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

なお、緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

(2) 地震情報

気象庁が発表する地震情報は、次のとおりである。

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分：鹿児島県は、薩摩、大隅、甕島、種子島、屋久島、十島村、奄美北部、奄美南部の8地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報

震源に関する情報	・震度3以上（津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない。）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報、津波注意報発表又は若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村ごとの観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点ごとに、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
遠地地震に関する情報	・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（国外で発生した大規模噴火を知覚した場合にも発表することがある。）	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を、地震発生から概ね30分以内に発表*1。日本や国外への津波の影響についても記述して発表

*1 国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表している。

(3) 南海トラフ地震に関連する情報

南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについて知らせる情報。当該情報の種類と発表条件は次のとおりである。

情 報 名	情 報 発 表 条 件
南海トラフ地震臨時情報 ※ 次の4種類のキーワードを付記して発表	・ 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ・ 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
(調査中)	次のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・ 監視領域内でマグニチュード6.8以上の地震が発生 ・ 1か所以上のひずみ計での有意な変化とともに、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・ その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
(巨大地震警戒)	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
(巨大地震注意)	・ 監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く。） ・ 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
(調査終了)	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
南海トラフ地震関連解説情報	・ 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・ 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。）

※ すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある

2 津波に関する情報の発表

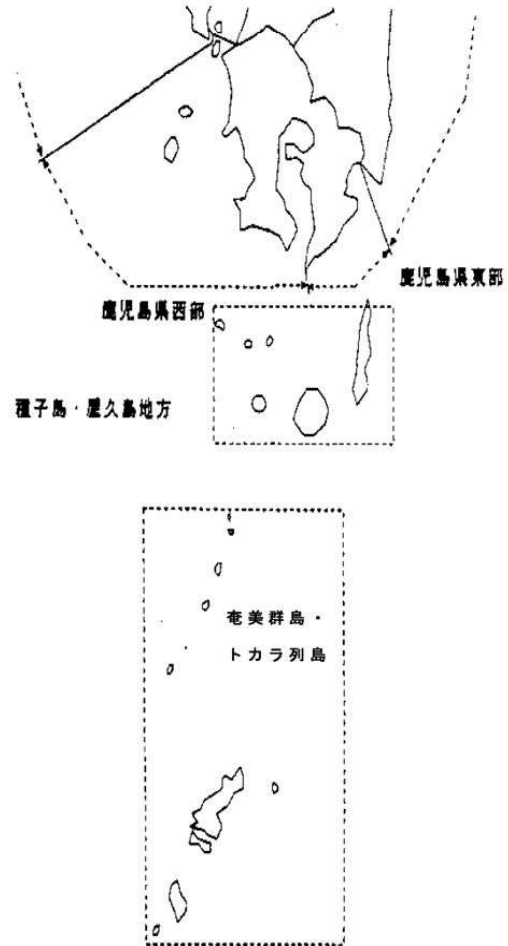
気象庁は、地震が発生したときには地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に、大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下「津波警報等」という。）を、津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については、特別警報に位置付けられる。

津波警報等で発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模を数分内に求めることが困難であることから、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という定性的表現で発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、予想される津波の高さも数値で発表する。

(1) 津波予報区

鹿児島県の沿岸は「鹿児島県東部」、「鹿児島県西部」、「種子島・屋久島地方」、「奄美群島・トカラ列島」の4つに分けられる。

本町の津波予報区は「奄美群島・トカラ列島」である。



津波予報区	区 域	沿岸市町村名
奄美群島・トカラ列島	鹿児島県（奄美市、大島郡及び鹿児島郡十島村に限る。）	奄美市、龍郷町、喜界町、大和村、宇検村、瀬戸内町、徳之島町、天城町、伊仙町、 和泊町 、知名町、与論町、十島村

(2) 津波警報等の種類等

津波警報等の種類	発表基準	予想される津波の高さ（最大波）区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報（特別警報）	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	（表記なし）	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。

（注）「津波の高さ」とは、津波がない場合の潮位（平常潮位）から、津波によって海面が上昇したその高さの差をいう。気象庁が津波情報で発表している「予想される津波の高さ」は、海岸線での値。

(3) 津波情報

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを津波情報で発表する。

	情報の種類	内 容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階（メートル単位）又は2種類の定性的表現で発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表

沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(4) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、次の内容を津波予報で発表する。

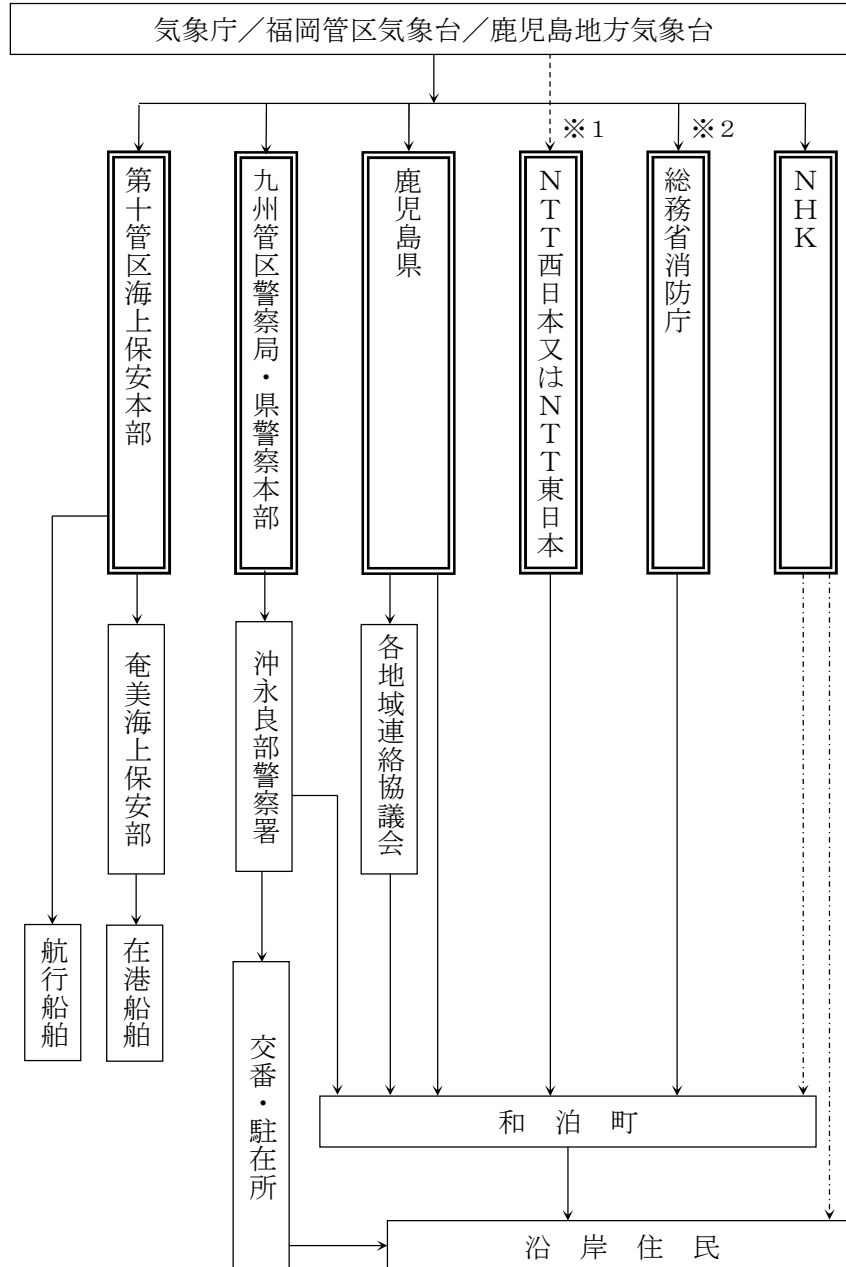
	情報の種類	内 容
津 波 予 報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

第2 地震・津波情報等の受信・伝達

1 地震・津波情報等の伝達系統

地震・津波情報等の伝達系統は、次のとおりである。

(1) 津波警報等の基本的伝達系統



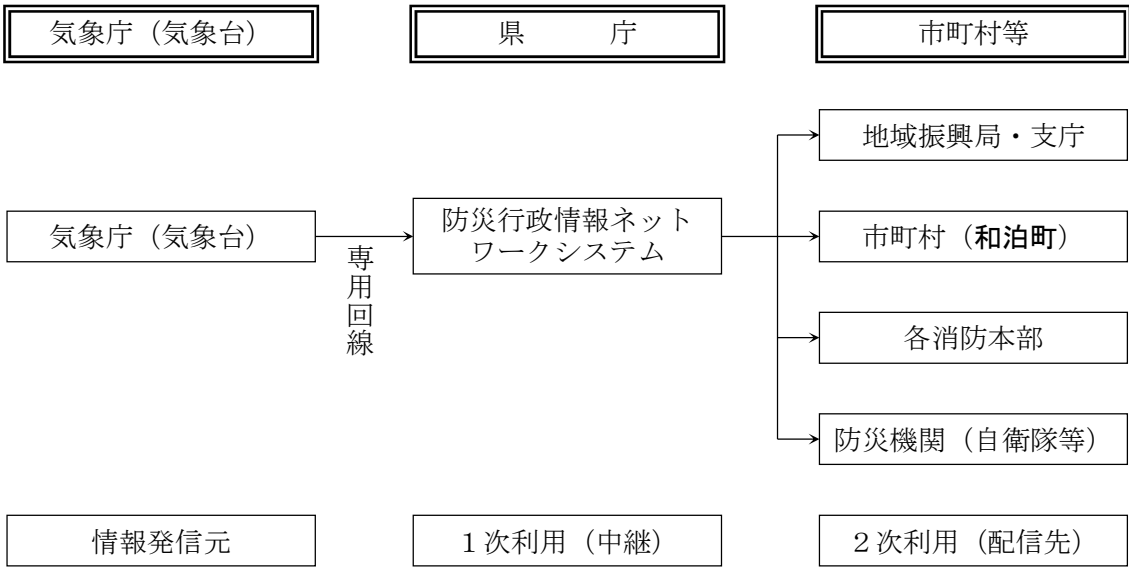
1 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。

2 特別警報が発表された場合、県においては市町村への通知が、市町村においては住民等への周知の措置が、それぞれ法律により義務付けられている。

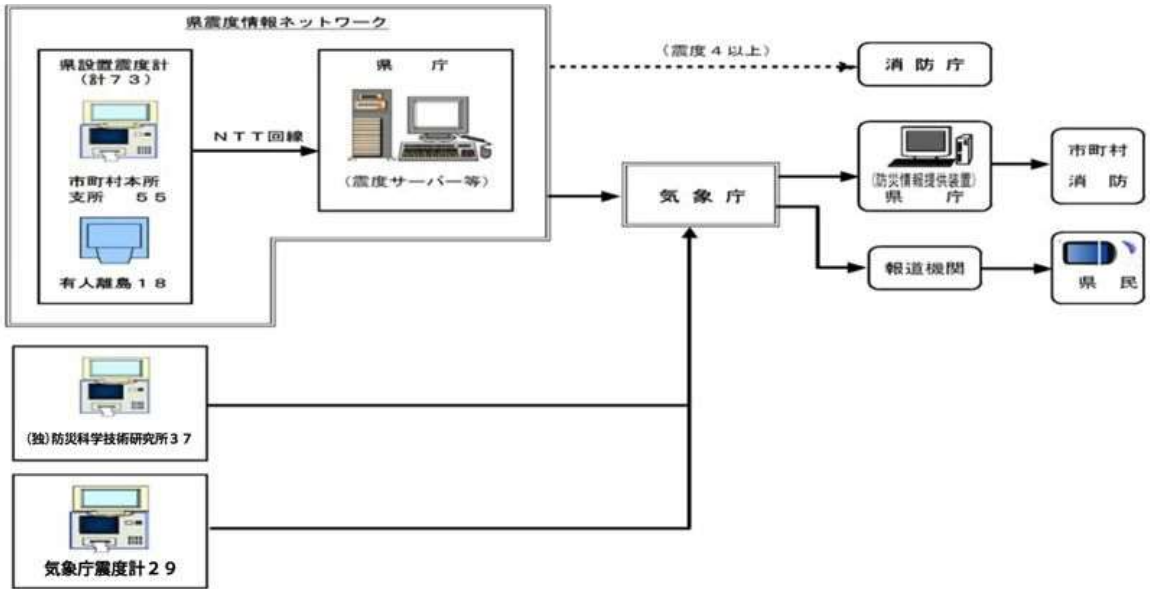
3 ※1 気象資料伝送システム（オンライン）特別警報・警報のみ伝達

4 ※2 気象資料伝送システム（オンライン）

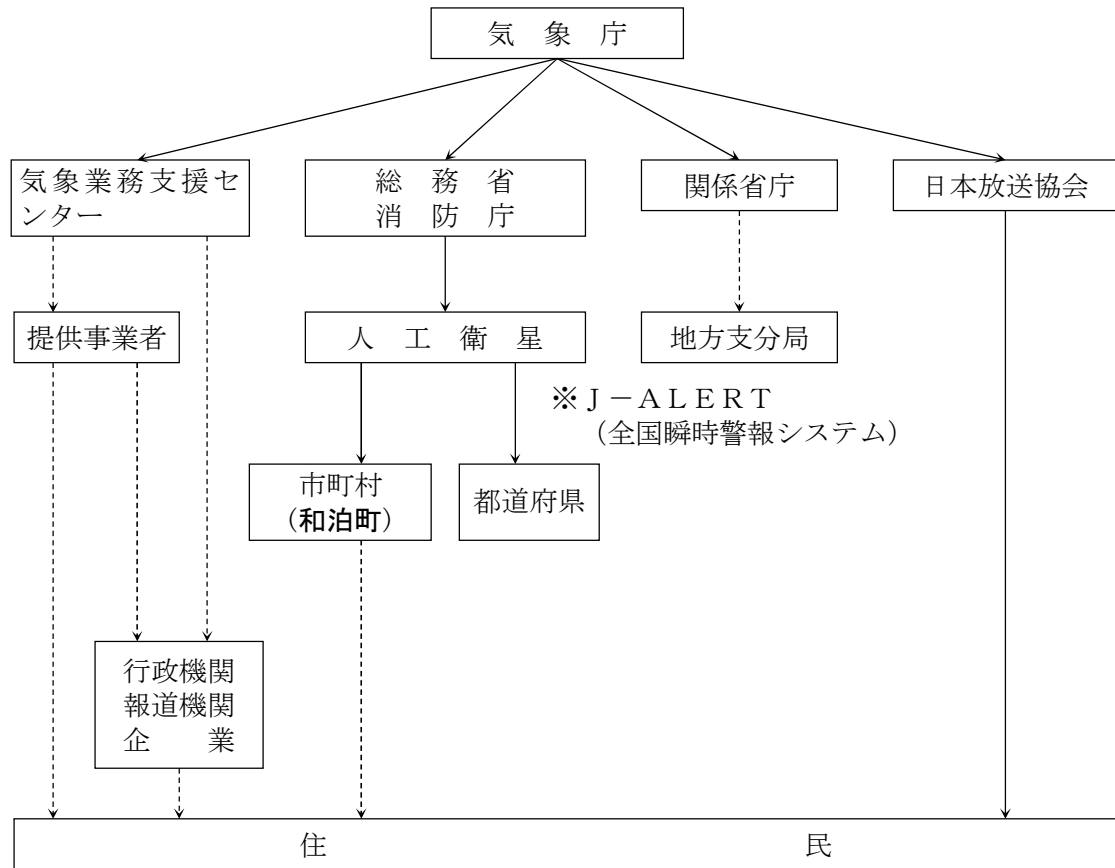
(2) 気象情報自動伝達システムによる地震情報の伝達系統



(3) 震度情報ネットワークシステムによる地震情報の伝達系統



(4) 緊急地震速報の伝達系統



2 地震・津波情報等の受信・伝達

(1) 県の気象情報自動伝達システムの活用

本システムが以下の地震・津波に関する各種情報を入手すると、自動的にシステムが起動し、和泊町及び消防本部に防災行政情報ネットワーク提供システムで送信するため、これらの情報の内容に留意する。

ア 地震情報・津波予報等の発表状況

イ 市町村別の震度分布・震源情報

ウ 津波の有無、潮位・波高等の情報

(2) 県の震度情報ネットワークシステムの活用

本システムを通じて、各市町村の震度情報が表示されるため、これらの震度情報の表示内容に留意する。これらの情報を町の伝達システムを活用して住民及び関係機関へ伝達する。

3 津波への警戒、避難の指示

近海で地震が発生した場合は、津波警報等発表以前であっても津波が来襲するおそれがある。このため、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、次のように対応する。

また、津波地震や遠地津波に対する対応にも留意する。

(1) 住民等の対応

津波危険予想地域の住民、海浜の旅行者・海水浴客・就労者は、自らの判断で直ちに海浜

から安全な場所に避難するとともに、可能な限りラジオ・テレビ放送を聴取する。

(2) 町の対応

町は、防災行政無線等を活用し、また、漁業協同組合、宿泊施設、関係施設・団体等の協力を得て、海岸付近の住民や海浜にいる者等に直ちに海浜からの避難を指示する。

津波に対する警戒呼びかけ、避難の指示の基準（例示）

	基 準	対 応
津波危険地域に対する避難の指示	避難指示の発令基準は次のいずれかに該当した場合とする。 (1) 大津波警報、津波警報、津波注意報が発令された場合 (2) 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合	津波危険地域の住民に直ちに高台等の安全な場所に避難するよう指示する（避難の指示）。

4 津波の監視警戒

揺れを感じた場合には、町は、津波警報等を的確に把握するとともに、海岸地域及び河川沿岸をパトロールし、高台等安全な場所で潮位、波高を監視警戒する。

特に、震度4以上と思われる揺れを感じた場合は、次の対応をとる。

(1) 海面監視・警戒

気象官署からの津波警報等が届くまでの間、海面状態を監視警戒する等自衛措置を講ずる。この場合の海面監視は、監視者の安全を配慮しつつ実施する。

なお、今後は安全性を確保するため計画的に潮位テレメータ監視装置の整備に努める。

(2) 津波報道の聴取

地震を感じてから1時間以上、責任者を定め、NHKの放送を聴取する。

第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達

地震・津波等発生直後から被災状況を正確に把握するため、災害情報及び被害情報については、特に住民の生命にかかわる情報に重点をおいて収集し、速やかに県・関係機関等に報告する必要がある。収集した災害情報等を県や関係機関との間で共有し、応急対策に活用する。

具体的な内容については、第2編第2部第2章第2節「災害情報・被害情報の収集・伝達」に準ずる。

ただし、被害概況の報告に関しては、次の内容に従う。

1 町から国・県への報告

町は、震度4以上を把握した場合は県へ被害概況に関する報告をすることになっているが、報告は以下を目標に行う。

(1) 第1報（参集途上の被害状況、庁舎周辺の被害状況）

ア 勤務時間外（非常時連絡員の登庁直後）

イ 勤務時間内（地震・津波等発生直後）

(2) 人命危険情報の中間集約結果の報告

地震・津波等発生後30分以内。遅くとも1時間以内とする。

なお、震度5強以上を観測した場合は、町は県・消防庁に対して報告を行う。

この段階で町災害対策本部での意思決定（広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難の指示、災害救助法の適用申請等の必要性の有無）が得られていれば、県等へ報告する。

(3) 人命危険情報の集約結果（全体概要）の報告

地震・津波等発生後1時間以内。遅くとも2時間以内とする。

2 災害情報等の報告

町は、町内の災害情報及び被害情報を収集・把握し、県その他関係機関に報告する。

報告系統や災害情報の種類・内容、報告要領等については、第2編第2部第2章第2節「災害情報・被害情報の収集・伝達」による。

第3節 広 報

地震災害に際して、津波・火災・二次災害等様々な災害に対する住民の防災活動を喚起し、誘導できるよう、必要情報を住民及び関係機関等に広報する必要がある。

このため、町及び防災関係機関は、保有する情報伝達手段を駆使して最も効果的な方法で広報するとともに、地震時の適切な対策を遂行する上で、それを阻害するような混乱を回避できるよう配慮する。

第1 町による広報

1 広報内容

地震時には、次に示す人命の安全確保、人心の安定及び行政と住民の防災活動を支援する広報を優先して実施する。

また、気象警報、避難指示等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

(1) 津波危険地域住民への警戒呼びかけ（避難誘導）、避難の指示

町の広報担当者は、地震を感じたときは事前に定めた広報要領により、津波からの避難に関する広報を即座に実施する。広報の承認手続のために、時間を浪費しないよう特に留意する。

(2) 地震発生直後の広報

町は、各種広報媒体を活用して広報を実施する。地震発生直後の広報は、自主防災組織、住民等へ地震時の防災行動を喚起するため、次の内容の広報を実施する。

ア 出火防止、初期消火の喚起・指示

イ 倒壊家屋等に生き埋めになっている人の救出活動の喚起・指示

ウ 隣近所等の要配慮者の安否確認の喚起・指示

エ 転倒プロパンガスの元栓閉栓の喚起・指示

(3) 地震発生後、事態が落ち着いた段階での広報

町は、各種広報媒体を活用し、次の内容の広報を実施する。

ア 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ

イ 地区別の避難所

ウ 混乱防止の呼びかけ

不確実な情報にまどわされない、テレビ、ラジオ、町ホームページ、鹿児島県防災Web、緊急速報（エリアメール等）等から情報入手するように、など。

エ 安否情報

安否情報については、NTTの〈災害用伝言ダイヤル「171」〉や各携帯電話会社が大規模災害時に開設する災害用伝言板などを活用するよう広報する。

オ 被災者救援活動方針・救援活動の内容

広報の方法、関係機関等に対する放送の要請・公表等については、第2編第2部第2章第3節「広報」に準ずる。

第4節 消防活動

地震・津波による火災が発生した場合、町・消防機関を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、消防活動を行う必要がある。

このため、町及び消防機関は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を挙げ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、効果的に連携し、消防活動を実施する。

具体的な対策については、第2編第2部2章第5節「消防活動」に準ずる。

第5節 危険物の保安対策

地震・津波災害時は、住宅地域を中心に危険物災害等が予想されるため、町・消防本部を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、危険物の保安対策を行う必要がある。

このため、消防機関は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を挙げ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、効果的に連携し、危険物の保安対策を推進する。

第1 町・県・事業所等による対策

1 町の対策

- (1) 消防機関は、被災地域に危険物や高圧ガス等の施設があり、地震災害に伴う特殊火災や漏洩・爆発等のおそれがある場合、直ちに、消防計画等に基づき、統制ある危険物対策を行う。
- (2) 危険物対策に際しては、消防・緊急無線通信網を運用するほか、防災相互無線等の各種通信手段を効果的に運用し、他の消防機関の部隊や危険物等に係る関係機関や事業所の管理者、自衛消防組織等との通信を確保し、消防通信体制の強化を図る。
- (3) 町は、危険物・高圧ガス等の災害の発生に際して、被害の拡大防止を効果的に実施できるよう、事前に整備されている各種設備・施設等を活用するほか、関係住民や事業所の管理者等に対する災害状況の実態に関する情報の伝達に努め、避難の指示を行う必要が生じた場

合、その適切な広報に努める。

2 県の対策

- (1) 県は、大規模な危険物災害が予想される場合、直ちに関係市町村に対して、火災防止や漏洩・爆発防止措置を講ずること及び関係地域住民の避難の必要性の把握又は避難の指示を行うよう指示する。
- (2) 県は、地震発生後、直ちにラジオ・テレビ等の放送機関の協力を求め、あらゆる危険物災害の発生状況や対応状況について一般住民に周知を図るとともに、状況に応じて、関係地域住民の避難の指示を広報する。

3 事業所等の対策

事業所の管理者等は、地震発生直後の出火防止、初期消火及び延焼拡大防止活動に努めるとともに、危険物・高圧ガス等の漏洩・流出等の防止活動に努める。万一、災害が発生したときは、直ちに、県及び市町村に通報するとともに、その被害の局所化を図り、必要に応じ、関係住民への情報伝達及び避難対策に万全の措置を講ずる。

第2 広域応援や関係機関等への要請による危険物・高圧ガス対策

県は、大規模な危険物災害や高圧ガス爆発・漏洩・流出等の災害が発生し、所轄する市町村等の能力では災害の防御や被害の拡大防止が困難な場合、他の市町村や関係機関に対し応援を要請する。また、県内の消防力で十分に対応できないときは、緊急消防援助隊の出動を要請する。

なお、危険物等の内容に応じて、特殊な災害防御対策を必要とする場合、関係機関等に専門技術者の派遣を要請する。

第6節 水防・土砂災害等の防止対策

地震災害時は、災害状況によっては、護岸破損や斜面崩壊等により、水防活動や土砂災害等の防止対策を行う事態が予想される。

このため、町は、消防団等を出動させ、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、水防・土砂災害防止対策を実施する。

具体的な対策については、第2編第2部第2章第4節「水防・土砂災害等の防止対策」に準ずる。

ただし、地震時の河川等施設被害の拡大防止については次のとおりとする。

1 地震時の護岸の損壊等による浸水防止

地震動に伴い損壊・亀裂が入るなど、河川護岸の被害が生じた場合は、その被害の実態に応じて、土のう積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。

2 ため池堤防の決壊等による出水防止措置

地震動に伴い、ため池堤防の損壊・亀裂が入るなど被害が生じた場合は、被害実態に応じた出水防止措置を講ずる。

3 河川施設の早期復旧

そのまま放置すれば、二次災害につながるおそれのある河川施設については、関係業者等を手配するなど早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

第7節 避難の指示、誘導

地震、津波の発生に際して、危険があると認められる場合、関係法令に基づくそれぞれの避難指示権者は、関係する地域の居住者、滞在者その他の者に対し、時期を失しないよう立退きを指示する等の措置をとる必要が生じる。

このため、特に、町長は、避難措置実施の第一次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、適切な避難措置を講ずる。また、避難施設の耐震化には特に配慮する。

具体的な避難活動については、第2編第2部第2章第6節「避難の指示、誘導」に準ずる。

なお、津波について町は、防災行政無線や、漁業協同組合、宿泊施設、関係施設・団体等の協力を得て、海岸付近の住民や海浜にいる者等に直ちに海浜からの避難を指示する。

第8節 救助・救急

地震・津波災害時には、建物の倒壊や地震火災及び津波水害等による多数の救助・救急事象が発生すると予想される。このため、迅速かつ的確な救助・救急活動を実施する。

また、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

具体的な対策については、第2編第2部第2章第7節「救助・救急」に準ずる。

第9節 交通の確保・規制

地震・津波災害発生時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し緊急輸送等の支障が予想される。また、海上においても海上輸送や航路障害等の発生が予想される。

このため、迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急輸送等のための交通を確保する。

交通規制の実施、緊急通行車両の確認等については、第2編第2部第2章第8節「交通の確保・規制」に準ずる。

なお、発見者等の通報と運転者のとるべき措置については、次による。

1 発見者等の通報

地震・津波災害発生時に道路、橋梁の交通施設の危険な状況、また交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに町長又は警察官に通報する。通報を受けた警察官は、その旨を町長に通報、町長はその路線を管理する道路管理者又は沖永良部警察署に通報する。

2 大規模な地震・津波発生時における運転者のとるべき措置

(1) 大規模な地震・津波が発生したときは、車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

ア 走行中の場合は、次の要領により行動する。

(ア) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停車させる。

(イ) 停車後は、カーラジオ等により地震・津波情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。

(ウ) 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させる。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。

イ 避難のために車両を使用しない。

(2) 道路の通行禁止等が行われたときは、通行禁止等の対象とされている車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

ア 区域又は道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合は、当該車両を速やかに当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動する。

イ 当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両を道路の左側端に沿って駐車するなど緊急車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

ウ 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

第10節 緊急輸送

地震・津波災害時には、避難及び救出、救助を実施するために必要な人員及び物資の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要である。

このため、迅速に輸送経路や輸送手段等を確保し、緊急度、重要度を考慮した緊急輸送を実施する。

具体的な対策については、第2編第2部第2章第9節「緊急輸送」に準ずる。

第11節 緊急医療

地震・津波災害時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関自体も被害を受け混乱が予想される中で、救命処置、後方搬送等の医療活動が必要となる。

このため、災害派遣医療チーム（DMAT）及び救護班により緊急医療を実施するとともに、後方医療機関等への後方搬送を迅速に行う。

具体的な対策については、第2編第2部第2章第10節「緊急医療」に準ずる。

第12節 要配慮者への緊急支援

地震・津波災害時には、高齢者や妊産婦、乳幼児、障害者、難病患者等の「要配慮者」が迅速・的確な避難等の行動がとりにくく、被災しやすいことから、地域ぐるみの支援が必要である。

このため、要配慮者に対し、避難誘導や情報の提供等必要な支援を適切に行う。

具体的な対策については、第2編第2部第2章第11節「要配慮者への緊急支援」に準ずる。

第3章 事態安定期の応急対策

第1節 避難所の運営

地震・津波災害時には、ライフラインの途絶や住居の倒壊・焼失及び浸水・流失等により多数の避難者の発生が予想される。このため、避難所を開設し、これらの避難者を収容するとともに、適切な管理運営を実施する。

具体的な対策については、第2編第2部第3章第1節「避難所の運営」に準ずる。

第2節 食料の供給

地震・津波災害時には、住居の倒壊・焼失・流失及びライフラインの途絶等により、食料の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。このため、迅速に食料を調達し、被災者に供給する。

具体的な対策については、第2編第2部第3章第2節「食料の供給」に準ずる。

第3節 応急給水

地震・津波災害時には、水道施設が被災し、復旧までの間、飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関等では、緊急医療に必要な水の確保が重要となる。また、多数の避難者が予想され、避難所での応急給水の需要が高まる。

このため、緊急度、重要度を考慮した応急給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。

具体的な対策については、第2編第2部第3章第3節「応急給水」に準ずる。

第4節 生活必需品の給与

地震・津波災害時には、住居の倒壊・焼失・流失等により、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、一部では避難生活の長期化が予想され、特に冬期においては、防寒具や布団等の早急な給与が必要である。このため、被災地の実情を考慮するとともに要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮した上で、迅速に生活必需品を調達し、被災者に給与する。

具体的な対策については、第2編第2部第3章第4節「生活必需品の給与」に準ずる。

第5節 医 療

地震・津波災害時の初期の医療活動については、第2編第2部第2章第10節「緊急医療」に基づく救命活動を必要な期間実施する。事態が安定してきた段階で、被災者の避難生活の長期化や被災した医療機関の機能まひが長期化した場合に対し、町をはじめとする防災関係機関は、被災住民の医療の確保に万全を期する必要がある。

このため、避難生活が長期化した場合は、健康状況の把握やメンタルケア等を行う。

具体的な対策については、第2編第2部第3章第5節「医療」に準ずる。

第6節 感染症予防、食品衛生、生活衛生対策

地震・津波災害時には、建物の倒壊や焼失及び津波水害等により、多量のごみ・がれきの発生とともに、不衛生な状態から感染症や食中毒等の発生が予想される。特に、多数の被災者が収容される避難所等において、その早急な防止対策の実施が必要である。

このため、感染症予防、食品衛生、生活衛生に関し、適切な処置を行う。

具体的な対策については、第2編第2部第3章第6節「感染症予防、食品衛生、生活衛生対策」に準ずる。

第7節 動物保護対策

被災した飼養動物の保護収容、避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について、関係機関と連携し必要な措置を行う。

具体的な対策については、第2編第2部第3章第7節「動物保護対策」に準ずる。

第8節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策

地震・津波災害時には、建物・ブロック塀等の倒壊や地震火災・津波水害等により多量のごみ・がれきの発生が予想される。

また、ライフライン等の被災により水洗トイレ等の使用に支障を来し、し尿処理の問題が生じる。特に多くの被災者のいる避難所等での仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。

このため、し尿・ごみ・死亡獣畜の処理及び障害物の除去に関し、必要な措置を行う。

具体的な対策については、第2編第2部第3章第8節「し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策」に準ずる。

第9節 行方不明者の搜索、遺体の処理等

地震・津波災害時の混乱期には、行方不明になっている者（生存推定者、生死不明者、死亡推定者のすべて）が多数発生することが予想され、それらの搜索、収容等を早急に実施する必要がある。

このため、迅速かつ的確な行方不明者の搜索を行うとともに、多数の死者が発生した場合は、遺体の処理等を適切に行う。

具体的な対策については、第2編第2部第3章第9節「行方不明者の搜索、遺体の処理等」に準ずる。

第10節 住宅の供給確保

地震・津波災害時には、住宅の全壊、全焼又は津波による流失等が多数発生することが予想され、住居を喪失した住民を収容するための応急仮設住宅等の早急な設置が必要である。また、一部損壊の住居も多数発生するので、応急修理をするために必要な資材等の確保が急務である。このため、応急仮設住宅の建設等、被災者が居住可能な住宅を迅速に確保する。

具体的な対策については、第2編第2部第3章第10節「住宅の供給確保」に準ずる。

第11節 文教対策

地震・津波災害時には、多数の児童生徒の被災が予想され、学校施設等も多大な被害を受ける。また、学校施設等は、被災者の避難所として利用されるところが多く、一部では長期化することも予想され、その調整も必要である。

このため、応急教育を実施するための教室や教材等を早急に確保する。

具体的な対策については、第2編第2部第3章第11節「文教対策」に準ずる。

第12節 義援金・義援物資等の取扱い

地震・津波災害時には、県内外から多くの義援金及び義援物資の送付が予想される。

このため、寄せられた義援金及び義援物資を公正・適正に被災者に配分するとともに、義援金については、できる限り迅速な配分に努め、また、義援物資については、被災者の需要を十分把握し、必要とする物資の広報等に努める。

具体的な対策については、第2編第2部第3章第12節「義援金・義援物資等の取扱い」に準ずる。

第13節 農林水産業災害の応急対策

地震災害時には、農林水産物及び家畜に多大な被害が発生することが予想される。

このため、農林水産物等の被害の拡大防止、被災地における家畜伝染病の予防、飼料の調達及び配分等の対策を実施する。

第1 農産物対策

1 事後措置の指導

町は、地震災害に伴う水害等による農産物の被害の拡大を防止するために、作物ごとに事後措置について、被災農家に対して実施の指導にあたる。

2 病虫害防除対策

地震災害に伴う水害時における病虫害の対策は、次のとおりとする。

(1) 指導の徹底

病虫害防除対策については、県農政部各課及び農業関係機関と緊密な連携の下に的確な状況の把握と防除指導の徹底を期する。

(2) 農薬の確保

病虫害の異常発生に備えて、JAあまみ及び町内の販売業者の農薬の確保状況を把握しておくものとし、もし不足する場合は、県経済連等関係機関と連絡をとり早急に確保する。

(3) 集団防除の実施

災害地域が広範囲にわたり、かつ、突発的に発生する病虫害については、大型防除機具等を中心に共同集団防除を行うとともに、必要に応じて関係機関と協議の上、ヘリコプター等による防除も実施する。

第2 水産物等対策

1 応急措置、事後措置の指導

町は、災害による水産物等の被害の拡大を防止するために、被災漁家等に対して実施の指導にあたる。

2 対象災害

応急措置、事後措置の指導を行う対象災害については、次のとおりである。

(1) 水産物等

県及び水産業団体と協力して、災害についての情報収集に努める。

ア 漁船漁業

漁船、漁具等の破損、被害状況の把握に努めるとともに、早急な復旧作業を指導する。

イ 養殖業

漁船、養殖施設等の破損及び養殖魚の被害状況の把握に努めるとともに、早急な復旧作

業を指導する。

第3 家畜管理対策

町は、県の活動に協力し、被災地における家畜伝染病予防の措置をとる。

第4章 社会基盤の応急対策

第1節 電力施設の応急対策

地震・津波災害時には、建物の倒壊、地震火災、液状化、津波水害等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活に多大な支障が生じるので、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。

このため、町は、九州電力株式会社の応急計画に協力し、早急な電力供給の確保を図る。

具体的な対策については、第2編第2部第4章第1節「電力施設の応急対策」に準ずる。

第2節 ガス施設の応急対策

地震・津波災害時には、地震動、液状化等により多数の被害が予想され、供給停止による住民生活への支障が予想される。さらに、ガス漏れ等のガス災害からの避難等も予想される。

このため、町は(一社)鹿児島県LPGガス協会等の応急計画に協力し、早急にガスの供給を図るとともに、ガス災害から住民を守る。

具体的な対策については、第2編第2部第4章第2節「ガス施設の応急対策」に準ずる。

第3節 上水道施設の応急対策

地震・津波災害時には、地震動、液状化等により水道施設の被害が多数発生し、供給停止による住民生活への支障はもちろん、特に初動期の緊急医療活動等に多大な支障が生じる。

このため、重要度及び優先度を考慮した水道施設の迅速な防護、復旧を図るとともに、安全な水道水を供給する。

具体的な対策については、第2編第2部第4章第3節「上水道施設の応急対策」に準ずる。

第4節 下水道施設の応急対策

地震・津波災害時には、地震動、液状化等により下水道施設の被害が多数発生し、供用停止による住民生活への支障はもちろん、長期化すればし尿処理に多大な支障が生じる。

このため、迅速かつ的確に下水道施設の防護、復旧を図り、早期に供用を再開する。

具体的な対策については、第2編第2部第4章第4節「下水道施設の応急対策」に準ずる。

第5節 電気通信施設の応急対策

地震・津波災害時には、建物の倒壊、地震火災、液状化等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活はもちろん、特に初動期の防災関係機関の情報収集・伝達等に多大な支障が生じる。

このため、町は、西日本電信電話株式会社による応急対策に協力するとともに、早急な通信の確保に努める。

具体的な対策については、第2編第2部第4章第5節「電気通信施設の応急対策」に準ずる。

第6節 道路・河川等の公共施設の応急対策

地震・津波災害時には、道路・河川・港湾・漁港等の公共施設に多大な被害が予想される。これらの施設は、緊急輸送の実施等初動期の応急対策活動を実施する上で大変重要な施設である。

このため、速やかに被災状況の情報収集を行い、迅速かつ的確に、緊急度、優先度を考慮して施設の復旧に努める。

具体的な対策については、第2編第2部第4章第6節「道路・河川等の公共施設の応急対策」に準ずる。

第 3 部 災害復旧・復興

第3部 災害復旧・復興の構成

第1章 公共土木施設等の災害復旧	
被災した公共土木施設等の早急な災害復旧は、住民の生活の安定と福祉の向上を図る上で不可欠であるため、公共土木施設等の災害復旧に係る対策を講ずる。	第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進
	第2節 激甚災害の指定
第2章 被災者の災害復旧・復興支援	
被災した住民が、その痛手から速やかに再起し生活の安定を早期に回復できるように、生活相談、災害弔慰金等の支給、税の減免、各種融資措置など、被災者の支援に係る対策を講ずる。	第1節 被災者の生活確保
	第2節 被災者への融資措置

第1章 公共土木施設等の災害復旧

第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進

公共施設の災害復旧実施責任者が行う災害復旧事業の計画策定の基本方針は、各施設の原形復旧と併せ、町がおかれている災害に対する各種の特性と災害の原因を詳細に検討して、再度災害の発生防止のための必要な施設の新設改良を行う等の事業計画を樹立し、極力、早期復旧に努める。

具体的な対策については、第2編第4部第1章第1節「公共土木施設等の災害復旧事業等の推進」に準ずる。

第2節 激甚災害の指定

町は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出しなければならない。

具体的な対策については、第2編第4部第1章第2節「激甚災害の指定」に準ずる。

第2章 被災者の災害復旧・復興支援

第1節 被災者の生活確保

被災者の一刻も早い生活確保のために行う、生活相談及び各種生活支援金等の支給についての具体的な対策については、第2編第4部第2章第1節「被災者の生活確保」に準ずる。

第2節 被災者への融資措置

被災者の経済的な再起を図るための各種融資措置についての具体的な対策については、第2編第4部第2章第2節「被災者への融資措置」に準ずる。

第4部 南海トラフ地震 防災対策推進計画

第1節 総 則

第1 本計画の目的及び県内の地震防災対策推進地域

本町は、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されたことを受け、その防災対策に万全を期することを目的とする。

第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町の地域に係る南海トラフ地震防災に関し、本町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下、「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱については、第1編第2節「防災上重要な機関の業務の大綱」に準ずる。

第2節 関係者との連携協力の確保

第1 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

- (1) 町は、地震・津波発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下、「物資等」という。）の確保を行う。
- (2) 町は、県に対して、居住者、滞在者その他の者及び公私の団体に対する応急救護及び地震・津波発生後の被災者救護のために必要なときは、物資等の供給要請をすることができる。

2 人員の配備

町は、人員の配備状況を県に報告する。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、本計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。
- (2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第2 他機関に対する応援要請

- (1) 町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は、第2編第2部第1章第4節「広域応援体制」及び資料10－1～10－4のとおりである。
- (2) 町は必要があるときは、(1)に掲げる応援協定に従い、応援を要請する。
- (3) 自衛隊への災害派遣要請については、第2編第2部第1章第5節「自衛隊の災害派遣」に定めるところによる。

第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保 及び迅速な救助に関する事項

第1 津波からの防護

河川、海岸、港湾及び漁港等の施設管理者は、次のとおり各種整備等を行う。

1 堤防、水門等の点検・計画的な整備

河川、海岸、港湾及び漁港等の施設管理者は、津波による被害を防止・軽減するため、大きな津波が来襲するおそれのある地域において、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸とした、堤防、防潮堤、水門等の施設の計画的な整備を推進する。また、既存の施設については耐震点検を実施し、計画的な補強・整備に努める。

2 水門等の自動化・遠隔操作化の推進

河川、海岸、港湾及び漁港等の水門や陸閘等の管理者は、地震発生時に多数の水門や陸閘の閉鎖を迅速かつ確実に行うため、水門等の自動化・遠隔操作化に努める。

3 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制

河川、海岸、港湾及び漁港等の水門や陸閘等の管理者は、水門等の開閉体制、開閉手順、平常時の管理方法等の確立及び定期的な開閉点検、開閉訓練等の実施に努める。この場合において、水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮する。

4 津波により孤立が懸念される地域へのヘリポート、ヘリポート臨時発着場の整備方針

町は、津波等により孤立が懸念される地域について、ヘリコプターが着陸可能なスペースの確保に努める。

県は、必要に応じ、その設置基準等について助言を行う。

第2 災害対策本部の設置等

1 災害対策本部等の設置

町は、南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下、「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに和泊町災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下、「災害対策本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

2 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、和泊町災害対策本部条例（資料1－3参照）及び本編第2部第1章第1節「応急活動体制の確立」に定めるところによる。

3 災害応急対策要員の参集

- (1) 職員の配備体制等については、本編第2部第1章第1節「応急活動体制の確立」によるものとし、通常の交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、的確に対処できるように万全を期す。

- (2) 職員は、地震・津波発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努める。

第3 地震発生時の応急対策等

1 情報の収集・伝達

町は、地震・津波発生時において、地震・津波情報及び被害状況を迅速、確実に収集し、住民及び関係機関に伝達しなければならない。情報の収集にあたっては、特に住民の生命にかかわるものに重点を置く。

- (1) 情報の収集・伝達活動については、第2編第2部第1章第2節「情報伝達体制の確立」により実施する。また、住民への避難指示の実施等については、第2編第2部第2章第6節「避難の指示、誘導」による。
- (2) 地震や被害状況等の情報の収集・伝達については、被災の状況により通常使用している情報伝達網が寸断されることを考慮し、その時点で最も有効な経路・手段により行う。
- (3) 職員の動員については、第2編第2部第1章第1節「応急活動体制の確立」による。

2 施設の緊急点検・巡視

町は、必要に応じて、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び指定緊急避難場所等に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該建物等の被災状況等の把握に努める。

3 二次災害の防止

町は、地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じて施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置をとる。

4 救助・救急・消火・医療活動

地震災害時は、住宅地を中心に火災が予想されるため、町・消防本部を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織や自主防災組織等の協力も得ながら、消防・医療活動を行う。

具体的な消防活動については、第2編第2部第2章第5節「消防活動」、第10節「緊急医療」に準ずる。

5 輸送活動

地震・津波発生時の緊急輸送活動は、住民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則に、交通関係諸施設などの被害状況及び復旧状況を把握し、復旧の各段階に応じた的確な対応を行う。

緊急輸送活動対策については、第2編第2部第2章第9節「緊急輸送」に準ずる。

第4節 時間差発生等に備えた対応

第1 基本的方針

1 防災対応の基本的な考え方

平成31年3月に内閣府が策定した「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】」（令和元年5月一部改訂）において、南海トラフ地震の時間差発生等に備えた防災対応の基本的な考え方が示されており、その考え方は、

- 地震発生時期等の確度の高い予測は困難であり、完全に安全な防災対応を実施することは現実的に困難であることを踏まえ、地震発生可能性と防災対応の実施による日常生活・企業活動への影響のバランスを考慮しつつ、「より安全な防災行動を選択」という考え方が重要
 - 日常生活等への影響を減らし、より安全性を高めるためには、平時から突発地震に備えた事前対策を進めることが重要
- ということである。

そのため、本節に定める防災対応の実行にあたっては、推進地域では明らかに被災するリスクが高い事項について回避する防災対応をとり、社会全体としては後発地震（異常な現象が発生した後に発生する可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震をいう。以下同じ。）に備えつつ通常の社会活動をできるだけ維持することを基本とする。

なお、町及び県は、被災するリスクが高い地域や施設については、津波から安全に避難できるような施設整備や地域づくり、施設の耐震化などの事前対策を実施することが重要であり、これらの事前対策を推進することが、後発地震への備えのみならず、突発地震に対する安全性の確保につながるということに留意し、本計画に基づき、引き続き平時から防災対策の推進に努める。

2 異常現象の発生に応じた情報の発表と対応

南海トラフ沿いで異常な現象が発生した場合や、それらの異常な現象が発生した後に、大規模地震の発生する可能性が平常時と比べて相対的に高まっていると評価された場合等には、気象庁から次のとおり南海トラフ地震臨時情報が発表される。

町及び県は、これらの気象庁が発表する情報の内容に応じて、後発地震の発生等に備え、あらかじめ定めた対応を実施する。

気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報の種類と発表条件

情 報 名	情 報 発 表 条 件
南海トラフ地震臨時情報 (調 査 中)	南海トラフ沿いで観測された異常現象が、南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合又は調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨 大 地 震 警 戒)	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨 大 地 震 注 意)	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード7.0以上8.0未満の地震や通常とは異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合等
南海トラフ地震臨時情報 (調 査 終 了)	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意) のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※ 気象庁は、地震の規模の誤差等を考慮し、南海トラフ沿いの想定震源域内又はその周辺において速報的に解析されたマグニチュード6.8以上の地震が発生又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合に、南海トラフ臨時情報（調査中）を発表し、南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始することとしている。

3 時間差発生等に備えた防災対応の基本的方針

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が対象とする後発地震への対応

ア 国の後発地震に対して警戒する措置をとるべき旨の指示

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、国（緊急災害対策本部長）から、後発地震に対して警戒する措置をとるべき旨の指示がなされる。

町及び県は、当該国からの指示が発せられた場合、あらかじめ定めた対応を適切に実施する。

イ 後発地震に対して警戒する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、町及び県は、あらかじめ定めた期間、後発地震に対して警戒する措置（以下、「巨大地震警戒対応」という。）をとる。

ウ 巨大地震警戒対応の内容

巨大地震警戒対応の内容は、概ね次のとおりとする。

- (ア) 後発地震が発生してからの避難では津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域における住民等の避難
- (イ) 住民等への日頃からの地震の備え（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）の再確認の呼びかけ
- (ウ) 情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検
- (エ) その他必要な措置

エ 避難の対象地域の検討

町は、地域の状況等必要に応じ、住民等の避難について検討し、対象地域を次のとおり設定する。

なお、検討の結果、町の区域内に対象地域がない場合には、町推進計画にその旨明示する。

(7) 事前避難対象地域

国からの警戒する措置をとるべき旨の指示が発せられた場合において、住民等が後発地震が発生してからの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域

(i) 住民事前避難対象地域

事前避難対象地域のうち、すべての住民等が後発地震の発生に備え避難を継続すべき地域

(ii) 高齢者等事前避難対象地域

事前避難対象地域のうち、要配慮者等に関し後発地震の発生に備え避難を継続すべき地域

オ 避難指示等の発令

事前避難対象地域を設定した場合は、国からの警戒する措置をとるべき旨の指示が発せられた場合、大津波警報又は津波警報が発表されている場合は当該警報等が津波注意報に切り替わった後、発表されていない場合は直ちに、町は、概ね次のとおり避難指示等を発令し、住民等に対し避難の誘導を行う。

なお、その場合、住民等に対しては知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい住民等に対しては、町が避難所の確保を行う。

(7) 住民事前避難対象地域については避難指示

(i) 高齢者等事前避難対象地域については高齢者等避難

カ 期間経過後の措置

巨大地震警戒対応をとる期間が経過した後は、巨大地震警戒対応は原則解除するものとし、町及び県は、その後さらに、あらかじめ定めた期間、後発地震に対して注意する措置（以下、「巨大地震注意対応」という。）をとる。巨大地震注意対応をとる期間が経過した後は、巨大地震注意対応は原則解除する。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が対象とする後発地震への対応

ア 後発地震に対して注意する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、町及び県は、あらかじめ定めた期間、巨大地震注意対応をとる。

イ 巨大地震注意対応の内容

巨大地震注意対応の内容は、概ね次のとおりとする。

(7) 住民等への日頃からの地震の備え（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）の再確認の呼びかけ

(i) 情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

(ウ) その他必要な措置

ウ 期間経過後の措置

巨大地震注意対応をとる期間が経過した後は、巨大地震注意対応は原則解除する。

(3) 住民等への周知等

町及び県は、南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合、次の内容を正確かつ迅速に、関係機関及び住民等に伝達する。

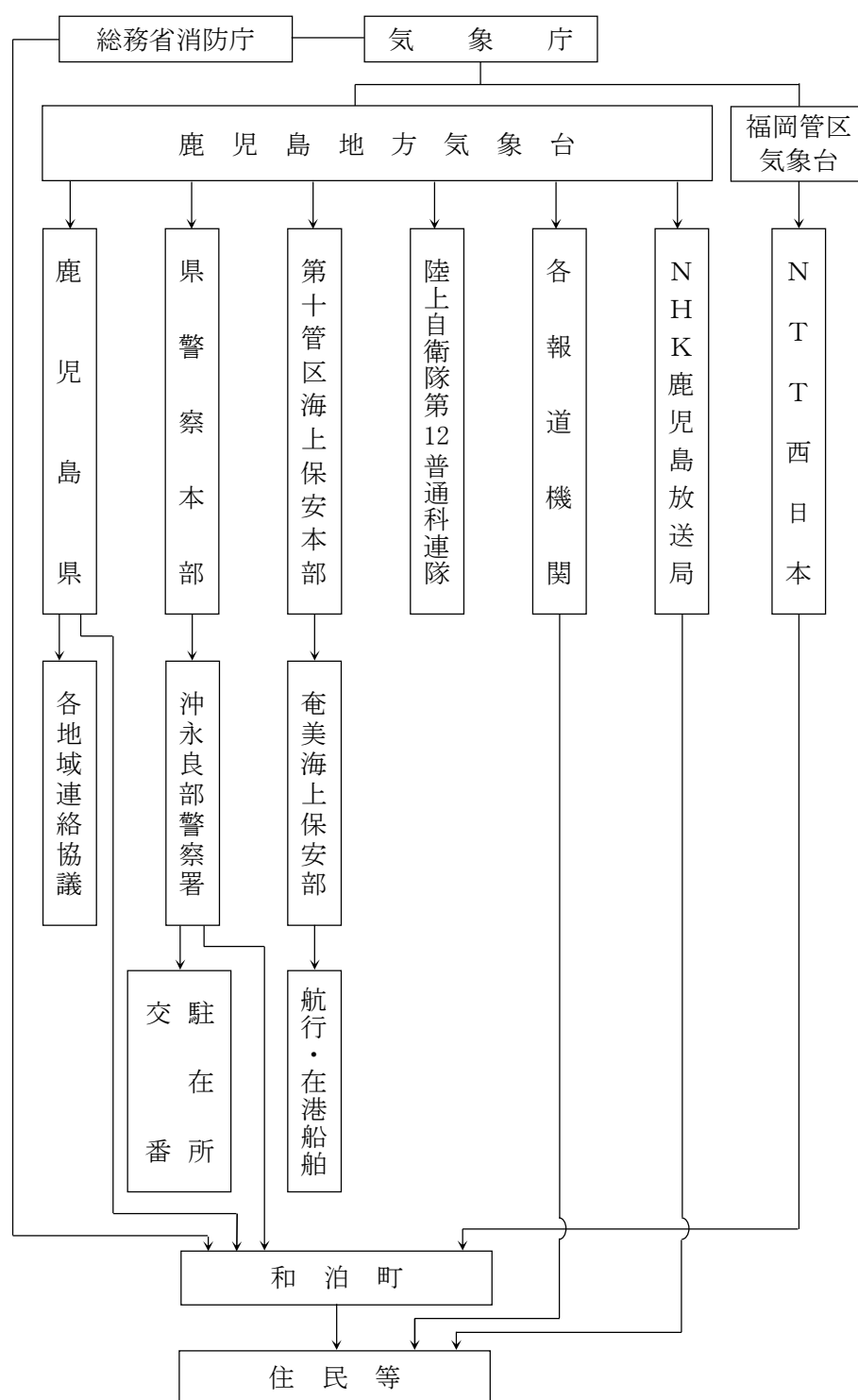
- ・ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容
- ・ 国からの警戒する措置をとるべき旨の指示、住民等に対する周知及び呼びかけの内容

第2 平時における対策

1 南海トラフ地震臨時情報の収集・伝達系統

町及び県は、次の伝達系統のとおり、気象庁から発表される南海トラフ地震臨時情報を確実に受信し、その内容を把握し、関係機関等に伝達する体制を整備する。

南海トラフ地震臨時情報伝達系統



2 南海トラフ地震臨時情報等の周知

町及び県は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表した場合に、住民等が同情報の内容に合わせ、適切かつ冷静な対応をとることができるよう、平時から住民等に対し、同情報の内容や同情報が発表された場合にとるべき防災対応等を周知する。

3 事前避難対象地域等の周知

町は、事前避難対象地域を設定した場合は、平時から、地域内の事前避難対象地域を町ホー

ムページ、広報紙等により周知する。

また、当該地域内の住民等に対し、平時から避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を確認しておき、国からの警戒する措置をとるべき旨の指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。

第3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応

1 情報連絡体制の設置

町は、気象庁から発表される情報の収集や県からの情報の伝達、連絡調整のため、総務課職員による情報連絡体制を設置する。

なお、南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時に、当該情報を発表することとなった地震等により、すでに災害警戒本部又は災害対策本部が設置されている場合は当該体制による。

職員の動員は、第3編第2部第1章第1節「応急活動体制の確立」に準ずる。

2 広 報

(1) 内容及び手段

町は、町ホームページ、ツイッター、鹿児島県防災Webなどの多様な手段により、住民等に対し、南海トラフ地震臨時情報（調査中）の内容を周知する。

(2) 留意事項

広報にあたっては、先に発生した南海トラフ地震により、沿岸市町村に津波警報等が発表され、住民等の避難等が実施されている場合があることに留意する。

第4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応（巨大地震警戒対応）

1 災害対策本部等の設置

後発地震に備えた災害応急対策を実施するため、災害対策本部を設置する。

職員の動員は、第3編第2部第1章第1節「応急活動体制の確立」に準ずるほか、すでに南海トラフ地震臨時情報（調査中）の発表により参集している職員による動員を行う。

2 被害情報等の収集・伝達

先に発生した南海トラフ地震により、すでに発生している被害情報の収集・伝達については、第3編第2部第2章第2節「災害情報・被害情報の収集・伝達」に準ずる。

3 広報等

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の広報

町は、町ホームページ、ツイッター、鹿児島県防災Webなどの多様な手段により、住民等に対して南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容を周知し、冷静な対応を呼びかけるとともに、日頃からの地震への備えの再確認を行うよう呼びかけを行う。

併せて、今後、町が発表する情報に注意するよう呼びかけを行う。

なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表後の状況の変化等に応じて、逐次広報の内容を更新する。

(2) 災害応急対策の実施状況等に係る広報

町は、町ホームページ、ツイッター、鹿児島県防災Webなどの多様な手段により、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など、町や関係機関等が実施した災害応急対策で住民等に密接に関係のある事項について周知する。

(3) 町が管理する施設の利用者等に対する広報等

住民等が利用する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、博物館、図書館、病院、学校等の施設管理者等は、あらかじめ定めた計画に基づき、当該施設の放送設備等により、当該施設の利用者等に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された旨を周知するとともに、日頃からの地震への備えの再確認を行う等とるべき行動を伝達する。

なお、巨大地震警戒対応の期間中は、定期的に当該情報の内容等を周知・伝達するものとし、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表後の状況の変化等に応じた周知等を行う。

(4) 留意事項

ア 先に発生した南海トラフ地震による被害発生等への留意

広報にあたっては、先に発生した南海トラフ地震により被害が発生し、住民等の避難や救助活動等が実施されている場合があることに留意する。

4 巨大地震警戒対応の期間等

(1) 巨大地震警戒対応の期間

町及び県の実施する巨大地震警戒対応の期間は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード8.0以上の地震（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表対象となる地震）の発生から1週間とする。

(2) 巨大地震警戒対応の期間経過後の対応

前記(1)の巨大地震警戒対応の期間経過後、町及び県は、さらに1週間、巨大地震注意対応をとるものとし、その内容は、第5に定めるものと同様とする。

5 避難対策等

(1) 避難の実施における町の措置

町は、事前避難対象地域を設定している場合は、当該地域に対する避難等に係る措置を適切に実施する。

6 関係機関等のとるべき措置

(1) 消防機関等

ア 町は、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定める。

(ア) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

(イ) 事前避難対象地域における住民等の避難誘導、避難路の確保

(2) 水道

水道事業者は、飲料水の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきもので

あることから、飲料水の供給の継続を確保することが不可欠である。

このため、水道事業者は、同情報を把握し、状況の把握に努めた上で、飲料水の供給を継続するものとし、飲料水を供給するために必要な体制を確保する。

(3) 道 路

ア 町は、住民等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の交通対策等の情報について、平時からホームページ、広報紙等により情報提供する。

イ 町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は極力抑制するよう、ホームページ等により周知する。

7 町自らが管理等を行う施設等に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する施設の施設管理者等は、あらかじめ定めた計画に基づき応急対策を実施する。

なお、計画を定めるにあたっては、次の事項を考慮する。

ア 各施設に共通する事項

(7) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の利用者等への伝達

〈留意事項〉

a 利用者等が極めて多数の場合は、利用者等がとるべき防災行動をとり得るような適切な伝達方法を検討すること。

b 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう検討すること。

(4) 後発地震が発生した場合における利用者等の安全確保のための待避等の措置

(7) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

(エ) 出火防止措置

(カ) 水、食料等の備蓄

(キ) 消防用設備の点検、整備

(ク) 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピューター等情報を入手するための機器の整備

(ケ) 各施設における緊急点検、巡視

イ 個別事項

(7) 災害対策本部又は支部等が設置され、災害応急対策の実施拠点となる庁舎等にあつては、その機能を果たすために必要な措置

(4) 社会福祉施設にあつては、次の事項

a 入所者等に対する保護の方法

b 事前避難対象地域にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

(7) 病院にあつては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・対浪性を十分に考慮した措置

(エ) 学校等にあつては、次の事項

- a 児童生徒等に対する保護の方法
 - b 事前避難対象地域にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等
- (2) 道路、河川その他の公共施設

ア 道 路

町は、あらかじめ定めた計画に基づき道路管理上の措置をとる。

なお、計画を定めるにあたっては、橋梁、トンネル及び法面のうち、危険度が特に高いと予想されるものに留意する。

イ 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設

町は、あらかじめ定めた計画に基づき水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えた措置をとる。

(3) 工事中の建築物等に対する措置

町は、工事中の建築物その他の工作物又は施設について、当該地域における想定震度及び津波による浸水等を考慮し、工事の中止等の措置をとる。

なお、津波による浸水のおそれがある地域において、やむを得ない事由により工事を継続する場合には、津波からの避難に要する時間を勘案するなど、作業員の安全確保を図る。

8 滞留旅客等に対する措置

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講ずる。

第5 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応（巨大地震注意対応）

1 災害警戒本部等の設置

後発地震に備えた災害応急対策を実施するため、災害警戒本部を設置する。

職員の動員は、第3編第2部第1章第1節「応急活動体制の確立」に準ずるほか、すでに南海トラフ地震臨時情報（調査中）の発表により参集している職員による動員を行う。

2 被害情報等の収集・伝達

先に発生した南海トラフ地震により、すでに発生している被害情報の収集・伝達については、第3編第2部第2章第2節「災害情報・被害情報の収集・伝達」に準ずる。

3 広報等

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の広報

町は、町ホームページ、ツイッター、鹿児島県防災Webなどの多様な手段により、住民等に対して南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容を周知し、冷静な対応を呼びかけるとともに、日頃からの地震への備えの再確認を行うよう呼びかけを行う。

なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表後の状況の変化等に応じて、逐次広報の内容を更新する。

(2) 町が管理する施設の利用者等に対する広報等

住民等が利用する町管理の施設の施設管理者等は、あらかじめ定めた計画に基づき、当該

施設の放送設備等により、当該施設の利用者等に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された旨を周知するとともに、日頃からの地震への備えの再確認を行う等とすべき行動を伝達する。

なお、巨大地震注意対応の期間中は、定期的に当該情報の内容等を周知・伝達することとし、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表後の状況の変化等に応じた周知等を行う。

(3) 留意事項

ア 先に発生した南海トラフ地震による被害発生等への留意

広報にあたっては、先に発生した南海トラフ地震により被害が発生し、住民等の避難や救助活動等が実施されている場合があることに留意する。

4 巨大地震注意対応の期間等

(1) 地震が発生したケースの期間

太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震を除き、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード7.0以上マグニチュード8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でマグニチュード7.0以上の地震（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表対象となる地震）が発生したケースにおける町及び県の巨大地震注意対応の期間は、1週間とする。

(2) ゆっくりすべりが観測されたケースの期間

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースにおける町及び県の巨大地震注意対応の期間は、プレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間とする。

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備については、県地域強靱化計画及び地震防災緊急事業五箇年計画を基本として、県下全域で重点的・計画的に事業を推進する。

なお、具体的な事業執行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮する。

第1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化

建築物の耐震化・不燃化については、第3編第1部第1章第4節の「建築物災害の防止対策の推進（耐震診断・改修の促進等）」に準ずる。

また、橋梁については、大規模地震発生後の緊急輸送を確保するため、耐震診断が必要な橋梁の整備推進に努める。

第2 避難経路の整備

道路は住民の生活と産業の基盤施設として重要な社会資本であるとともに、地震・津波災害時において人員の避難経路の役割を発揮する。

このため、道路管理者は、地震・津波災害に強い道路網の整備を計画的に推進し、都市内道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備を推進する。

第3 土砂災害防止施設

1 砂防施設

土石流危険渓流は、地震の発生、及び地震後の大雨により土石流が発生する危険性が高く、特に家屋が密集した地域に被害をもたらすおそれのある土石流危険渓流の整備が急務である。

このため、人家5戸以上の家屋、又は公共施設が被災するおそれが高い危険渓流の整備を推進する。

2 地すべり防止施設

地すべりは、地震を誘因として発生する危険性もあり、震災対策として地域に被害をもたらすおそれのある地区の整備を推進する。

3 急傾斜地崩壊防止施設

がけ崩れは、地震を誘因として発生する危険性もあり、震災対策として地域に被害をもたらすおそれのある地区の整備が急務である。

このため、人家5戸以上の家屋、又は公共施設が被災するおそれが高い危険箇所等の整備を推進する。

第4 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

1 消防用施設等の整備

国庫補助金等を利活用して、避難誘導及び救助活動のための拠点施設の整備の促進を図る。

2 緊急消防援助隊による救助活動進出拠点の確保

災害発生地域における進出拠点を複数設定し、災害発生時の支援体制の確保を図る。

- (1) 鹿児島県1次進出拠点の確保
- (2) 鹿児島県2次進出拠点の確保
- (3) 各消防本部ごとの活動拠点の確保

第5 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備

1 緊急輸送を確保するための道路（緊急輸送道路）の整備

災害時に、救助、救急、医療、消防活動に要する人員や、救援物資等の輸送活動を円滑かつ確実に実施するため、道路によるネットワークを形成し、これらの道路の拡幅、バイパス等の整備、道路の防災対策工事、橋梁の耐震対策工事、トンネルの補強による防災対策を推進する。

緊急輸送道路は災害時の被災地内外の陸送を確保するためのものであり、緊急に整備を進める必要があることから、平成25年度に作成した緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき整備を推進する。

2 緊急輸送を確保するための港湾の整備

港湾施設は、震災時には緊急物資・資材等及び避難者・負傷者の海上輸送にあてられることから、施設の耐震点検や耐震・津波対策事業の計画的な実施及び的確な維持管理に努め、海上輸送・集積用の拠点としての機能を確保する。

3 緊急輸送道路を確保するための漁港の整備

漁港施設は、水産物の供給基地としてのみならず、震災時には緊急物資・資材等及び避難者・負傷者の海上輸送を行う上で、きわめて重要な役割を果たすことから、施設の耐震点検や耐震対策事業の計画的な実施及び的確な維持管理に努め、海上輸送・集積用の拠点としての機能を確保する。

第6 通信施設の整備

通信施設の整備については、第3編第1部第2章第2節の「通信・広報体制（機器等）の整備」に定めるところによる。

第6節 防災訓練計画

県、町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震等を想定した防災訓練を実施する。

第1 防災訓練の実施

- (1) 防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するよう努める。
- (2) 防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施する。

第2 訓練における留意点

- (1) 津波からの避難について、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個々人に定着させるよう工夫すること。
- (2) 津波高や津波到達時間等を想定に盛り込むなどにより、それぞれの地域の状況を踏まえた実践的な訓練とすること。

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

第1 町職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。

防災教育は、各課、機関ごとに行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含む。

- (1) 南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合及び南海トラフ地震等が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合及び南海トラフ地震等が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (6) 南海トラフ地震等防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 南海トラフ地震等対策として今後取り組む必要のある課題

第2 住民等に対する教育

町は、関係機関と協力して、住民等に対する教育を実施する。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位、学校単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含む。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行う。

- (1) 南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合及び南海トラフ地震等が発生した場合

の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とすべき行動に関する知識

- (5) 正確な情報入手の方法
- (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (9) 避難生活に関する知識
- (10) 地域住民自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平常時からの対策及び災害発生時における応急処置の内容や実施方法
- (11) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施

第3 相談窓口の設置

町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。